

平成27年12月15日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第2号

平成27年12月15日 9時00分 開議

日程第1 陳情第9号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成27年12月15日

午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

今議会開会初日の議案質疑の際、藤本議員のご質問で答弁漏れになっていた件についてご答弁致します。

議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての第4条に係る別表第1および第2の表中で、機関の欄が町長と記載されていることについてのご説明でございます。

この表示につきましては、地方自治法第138条の4の規定によるものですので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、陳情第9号を議題とします。

なお、陳情第2号および第3号は審査未了。陳情第4号、第6号、第8号および要望第10号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これより委員長報告を行います。

陳情第9号、貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択についての委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

おはようございます。

それでは陳情第9号、貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択について産業建設厚生常任委員会に付託されました審査の結果を報告致します。

内容につきましては、議会運営委員会、また全員協議会の方でお手元に配付しておりますので、議員の皆さんは十分に熟読されておるとお思いますので、審査の結果だけ報告させていただきます。

本町も一次産業振興を推進している中で、林業振興はこれからますます推し進めていかなければならないという委員会の中での委員の発言がありましたので、この陳情につきましては採択するものと決してよいという判断になりましたので、委員会ではこの陳情を採択するものと決しました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

陳情第9号、貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

陳情第9号、貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5番（澳本哲也君）

おはようございます。

12月議会一発目ということで、ちょっと元気に質問していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

僕は今回はですね、教育のことについて2点ほど質問させていただきます。

まずですね、今回全国の学力テストの件からですが、この学力テストは2007年から実施致しまして、小学校6年生、そして中学校3年生を対象に全国でやっております。その中でですね、皆さんも目にしたと思いますけども、さんさん高知12月号を見ていただけたと思います。その中でですね、高知県の学力。もう驚きました。小学生が今のところですね、14位になりますが、中学生が全国の順位で言いますと、46都道府県中46位というような結果であります。

それですね、まずこの黒潮町で何が一番やらなければならないかということを考えますと、やはり、今やっておる防災もそうです。第一次産業の推進、さまざまありますけども、やはり人材育成が何とんでもこれからの黒潮町、大事じゃないかなと自分は思うわけでございます。そして、少しでもこの学力を、小学校、中学校挙げてやらなければならない。やはり立派な子どもたちをこれから育てていくというさだめは僕らにあ

ると思います。

その中で、これからのこの学力についてですね、教育長にご質問致します。

この2015年学力テストの結果に基づいてですが、これからの取り組み。そしてまずですね、黒潮町は今の位置にいるのか。そしてどのような強化をしていくのか。

まず、一つ目をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、小中学生の学力テストについての中での1番目、2015年の学力テストの結果に基づいたこれからの取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本年4月に実施をされました全国学力・学習状況調査の結果について少し説明を致します。

調査対象は、小学校6年生と中学校3年生でございます。小学校におきましては、国語のA問題、B問題と、算数のA問題については、黒潮町はほぼ全国平均となっておりますが、算数のB問題が6.5ポイント低くなっています。国語、算数共に全国平均を上回った高知県の平均よりやや低く、課題のある結果となりました。

中学校におきましては、改善傾向にあった数学のA問題につきましては、全国平均を3ポイント、高知県平均を7.5ポイント上回りました。しかし、国語のA問題、B問題、そして数学のA問題で全国平均を2.7ポイントから4.7ポイント下回り、高知県の平均とほぼ同じ結果となりました。

また、3年ぶりの実施となった理科につきましては、小学校、中学校共にほぼ全国平均となっております。

ご質問の、結果に基づいたこれからの取り組みということでございますけれども、まず結果を分析をし、子どもたちの学習状況を把握をしながら、学習指導の充実や指導方法の改善を行ってまいります。

具体的な中学校の取り組みについて説明を致します。

平成26年度から引き続いて取り組んでおります中学校の教科部会。これは国語、数学、理科、社会、外国語の5教科で行っております。年間5回の活動の中では、教科指導の充実や研究授業を行い、毎回、西部教育事務所指導主事より指導、助言をいただきながら、授業改善を行っております。

また、家庭学習の充実のために大方中学校と佐賀中学校の両校が、共通の課題に取り組んでいる教科もございます。

中学校の教科部会の取り組みは、今年で2年目となり、徐々に取り組みの成果が表れております。特に1年前倒しで行ってございました数学部会では、先ほど説明しましたように全国学力テストの結果から大きな成果も現れました。

次に、学力向上委員会の取り組みでございます。黒潮町の子どもたちの学力向上を目指すということを狙いとして、各学校の研究主任が年間5回の活動を行っております。活動内容としましては、小中連携を意識をし、共通の課題解決に向けた取り組みを行いながら、各校の校内研究の質の向上に努めております。

さらに、講師を招聘（しょうへい）しての授業や講演会に参加をし、西部教育事務所指導主事による指導助言、中学校教科部会の研究授業に参加をし、具体的な指導方法やノート指導などについて各校で情報交換を行っているところです。

さらに、各学校におきましては、学力テストの結果分析および分析に基づく今後の取り組みについて、具体的に計画を立てて、チーム学校として取り組みを進めています。

日々の授業改善はもちろん、始業前や放課後の加力指導など、それぞれの学校の取り組みの進ちょく状況を

教育委員会が2カ月ごとに確認をし、PDCAサイクルをより効果的に機能させていけるようにしているところです。

さらに家庭学習についても、学習時間はもちろん、予習、復習などの学習内容の見直しも行っております。

今後もこうした取り組みをさらに充実をさせながら、黒潮町の小学校、中学校の学力向上、これを目指して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

何といたってもですね、基本は家庭と僕は思っております。家庭でやっぱりしっかりと基本的な生活習慣をはじめとする、こういった学力を身に付けるというのは、本当に大事ながじゃないかなと思っております。いろんな取り組みをされているとは思いますが、何でこんなに中学校になって順位が伸びないかな。そういう感覚も僕は致します。

それですね、個人にはこのテスト結果はもちろん報告はしていると思うがですけども、その報告をした、それからの取り組みというものは、学校、保護者、どういうふうな指導を。学校はですね、保護者にどういうふうな指導をしているのか、ちょっと教えてもらえませんか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

再質問にお答えを致します。

まず学校からのですね、各家庭へのこの学力テストの結果報告については、学校だより、あるいは参観日等の個人面談等でも説明をしております。そしてそうした中で、今言われたような、特に学校内での授業改善等は大事ですけども、特に家庭の協力、家庭学習が大事になってまいります。そういったことを含めてですね、家庭の基本的な生活習慣等の改善、あるいは家庭学習の充実、そういったこともお願いもしているところです。

それから、生徒個人については当然、学力テストの結果を分析を致します。教育研究所の方で結果分析をし、個人の課題に応じた取り組みを行っております。必要であれば、放課後の加力指導等も行っているところでございます。

そういったことで、少しでも学力の定着が図れるような取り組みを行っているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

きっちりと指導をしてもらえていると思いますけども。僕、この特にですね、学校と家庭をしっかりと連携をしてですね、今以上に取り組むべきではないかと思うがです。そのためにはですね、僕、今現在スクールソーシャルワーカーの方2名、一生懸命やってくれておりますけども、その人たちがやっぱりこれから重要になってくるがじゃないかなと思うがです。

で、今2名ですよ。この2名でほんとに今現在足りているのか。特にですね、家庭となると、今、共働きでなかなか子どもの勉強なんか見れないというようなことがですね、現状だと思います。ほとんどの家庭が。

そうやってきたら、やっぱりこのスクールソーシャルワーカーの方々にもっともっと動いてもらってですね、学校と家庭を結んでもらう。そして情報の共有をしながら、子どもの学力を向上させていくということが特に重要になってくると思いますけども。

このスクールソーシャルワーカーのこの増員はこれから考えておられませんかでしょうか。どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、以前は1名体制で行ってございましたけれども、現在は2名に増員をして取り組んでおります。特にスクールソーシャルワーカーの仕事についてはですね、非常に重要であるというふうに考えております。課題のある家庭、あるいは課題のある児童等へのですね支援、学校、それから関係機関とのつなぎ。そういった部分は非常に大事でございます。

今、スクールソーシャルワーカーが抱える案件も非常に多くなっております。2名体制で日々取り組んでおります。これ以上の増員はということでございますが、スクールソーシャルワーカーの活動というのはですね、やはりスクールソーシャルワーカーだけでなく、当然家庭の協力も必要になります。また、スクールソーシャルワーカーに任し切るのではなく、学校の役割というものもございます。

そういったことも踏まえてですね、当面はこの3者の連携ということを図る意味で、2名体制ということでは考えております。今のところ、これを3名にということについては考えておりません。より3者の連携を図りながらですね、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ソーシャルワーカーの仕事がほんとに今以上に忙しくなってくるということは、ますます、ほんとに学力の方、大丈夫かなという疑問は致しかねます。

そしてですね、さんさん高知の12月号にもありましたけども、先ほど教育長が言いよりました放課後の加力学習。これの取り組みは今現在、小学校、中学校、全学校でやっているとは思いますが、その加力学習の今状況はどうでしょうか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

学校における放課後の加力学習でございます。現在、町内の各小中学校には学習支援員、これを配置を致しております。学力の定着が図りにくい子どもへの支援といったことで、各学校に配置をしておりますが、やはり放課後の学習が大事であるということは、学校の方も認識をしております。今年には既に3校において放課後の加力学習に学習支援員が加わると。学習支援員が放課後加力学習の指導を行うといったような体制づくりも進めております。

小学校においては、特に放課後ですね、毎日ではございませんけれども加力指導を行っております。

それから中学校においては、特に3年生。部活動が終了した2学期以降ですね、県の補助事業を行った放課後の学習支援。こういった取り組みも行っております。複数の支援員を配置をしてですね、加力指導を行っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

特に中学校3年生になると、高校の受験という大きな人生の壁があります。その中でやっぱり、行ける学校ではなくて、こんなに行ける学校がありますよ。そう選択のできるような、しっかりとしたような取り組みをしていただきたいと思います。

そして、今年その全国学力の状況に教育長がこんなコメントをしております。目標年輪としている重点プランの目標は、小学校の国語のA問題を除いて達成できておらず、特に中学校の学力の改善が停滞している状況については、危機感を持って受け止めることが必要と考えます、ということを書いております。そして、教員の資質、指導力の向上とともに各学校において組織的に思考力や表現力を生む授業づくりを進めていくというふうに書いております。

先生方も、まあ昔に比べると、本当に忙しい、忙しいしか聞かんがです、僕らも。まあ事務の関係とかもあるかもしれませんが、その事務の仕事がこの教育、教えるということにほんとに今邪魔をしているんじゃないか。僕はそう感じておるのですが、それはどんなものでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

確かに学校現場、非常に先生方、教職員の皆さま、多忙になっております。まあその一因として、やはり事務的なもの、調査もの、そういったものも増えておまして、先生方が子どもたちと向き合う時間、この大事な時間というのですね、少なくなっております。それはまあ事実でございます。

そういったことで、特に中学校のお話が出ましたけれども、中学校、先ほども答弁させていただきました。特に中学校は教科専門性でございます。そういったことで、複数の先生方で授業改善ができる取り組み、教科ごとのですね取り組み。例えば、佐賀中学校と大方中学校の教科の先生方が共に学習し合い、授業改善を行っていくと。そういった取り組みを行っております。これについてはですね、今年で2年目でございますけれども、更に力を入れて少しでも質の高い授業づくり、そういったものに向けた取り組みも必要であろうというふうに考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

黒潮町の教育行政方針の中にもですね、しっかりと、教職員の資質、指導力の向上というのをきっちりとうたわれております。本当に先生方もやってくれているとは思いますがですけども、今以上にやっぱり子どもの教育にもっともっと、学力の方にもっともっと力を入れてですね、なるべくは事務の方は教育委員会ができるものなら教育委員会がやってもらえるというふうなことで、やってもらいたいと思います。

2 問目にいきます。所得の格差が教育の格差になっているということは、よくマスコミなんかでも取り上げられていますけども、町としてこの学力向上に新しい取り組みはないかというふうに書いております。

まずですね、教育委員会として、この所得の格差が本当に教育の格差になっているかどうかということの確認をしたいがですけども。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

それでは2番目の、所得の格差が教育の格差になっている今、町として学力向上に新しい取り組みはないかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、教育格差ということでございます。これは、生まれ育った環境によって受けることのできる教育に格差が生じることであるというふうに思っております。議員ご指摘の、所得の格差が教育の格差になっていることは、ご指摘のとおりであると考えます。特に親の年収が子どもの最終学歴に大きく影響をし、さらなる教育格差を生むという、負のスパイラルへとつながることも指摘をされているところです。しかしながら、このことは一つの自治体で解決できる問題ではなくて、経済格差の解消、貧困世帯への支援、教育費への公的資質の拡充など、国を挙げて取り組んでいくべき課題であるというふうに考えております。

一方、所得の格差と学力の格差についても、家庭の経済力や背景が学力との相関関係にあることが各種の調査でも指摘をされています。これらを踏まえまして、町としてのそういった取り組みということでございます。このことにつきましては、現在取り組んでいること、このことをより確実に実行していくということではないかというふうに考えております。

そのまず第1は、家庭の基本的な生活習慣の確立であろうというふうに思っております。

学力と基本的な生活習慣との相関関係は非常に大きく、基本的な生活習慣がしっかりしていれば、子どもたちは充実をした学校生活を送ることができると思っております。当然、これには家庭の協力が欠かせません。高知県では、早寝・早起き・朝ごはんの取り組みを続けており、幡多管内におきましても、ノーテレビデーや、携帯電話やスマートフォンを夜の9時以降は使用しないなどの取り決め。いわゆる幡多っ子ネット宣言を発表し、基本的な生活習慣の確立に向けて連携をして取り組んでいるところです。子どもたちが学校での学習に集中し、家に帰って宿題や自主学習に向き合うことができる。そんな環境を保護者とともに作り上げていくべきであるというふうに考えているところです。

当然、学校での学力の向上対策にも取り組んでいるところです。どうしても学習ができていく環境にある児童や生徒、そして学習の定着に課題の見られる児童生徒には、先ほども答弁致しましたように、学習支援員によるきめ細かな支援により、基礎学力の定着を図っているところです。

このように、新たな取り組みということについては特にありませんけれども、当たり前のことを当たり前にできる。そういった取り組みを地道に、学校、家庭、教育委員会がそれぞれの役割を自覚しながら取り組んでいくことが大事であるというふうに考えているところです。これからもそういった取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

やっぱりこれもですね、家庭が何といっても基本になるということは、自分たちもほんとに分かっております。で、基本的な生活習慣、ほんとに大事であるということも分かっております。

しかしですね、昨年度、僕のところにある保護者の人が、ちょっと半分泣くような声で相談に来ました。それはですね、三者面談のときに学校の先生からこんなことを言われたと言うがです。それはですね、数学の点数が悪いから、塾に行ってくれと。中学校の3年生の担任がそんなことを言ったそうです。その家庭はもちろん母子家庭で、なかなか塾にも行かすような余裕はない。どうしよう、というような相談が私の方に来しました。そして、塾に行ったら勉強の仕方を勉強しよと。そしてプリントを買って勉強しよと。そういうふうなことも言われたそうです。学校の先生がですね、塾へ行けというような指導をですね、保護者の方にやる。本当に何か、僕らから言ったら職場放棄のような発言をこういうふうにしておられる。

そのことについてちょっと教育長、何か一言ありませんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

再質問に答弁を致します。

今、学校での三者面談のお話がありました。そういった中で、先生の発言についてもご指摘がありましたけれども、塾に行け、そういったことはですね、当然あってはならない発言であるというふうに思います。学校でできる部分ではですね、当然学校が役割を果たすべきであろうと思います。

家庭によっていろんな事情がございます。まあ話の状況がですね、今のお話だけでは具体的にはよく分かりませんが、そういったことはやはり良くないと、よろしくないというふうに思っております。学校でできることは学校も当然行っております。そういった意味で、家庭にそういったことを言うことはよろしくないというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

そういったことをですね、きっちりとこれからも厳しく指導をしてもらいたいと思います。

どうして僕がこういうふうな質問をしたかといいますと、ある自治体ではですね、その放課後を利用して、この行政が塾を開いていると。そういうような自治体もあります。そういった取り組みができないか。まあ放課後ですね、加力学習なんかもしっかりやってくれているとは思いますが。また、さんさん高知の12月号に戻りますけども、厳しい環境のためになかなか勉強に打ち込むことができない子どもたちにも学習の場を提供する放課後学習室など、各学校が個々の児童生徒の状況に応じた補充学習を充実しようとする取り組みを支援します、というふうなことを県の方は言うておられる。そういうことでですね、行政として、塾じゃない、塾というよりも加力学習の場をですね、地域につくる。放課後を利用した、そういった加力学習の場をつくるということを実現できないか。そう思っておるところです。

今、黒潮町には児童館2つあるがですけども、NPOが運営しているところです。そのNPOを利用する。または町民館を利用する。そういった取り組みもできるんじゃないか。そう思うがですけども。

そして、指導員の方もですね、素人ではなく先生のOB、結構おと思うがです。黒潮町の中にも。そういったOBの先生方たちにも協力をいただいて、そういった自治体が主催の塾ができないか。そういうふうなことを思っているんですが、どう思われるでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

町の方でそういった学力向上についての塾、そういったものがないかということでございます。先ほど申しましたように学校の中ではですね、当然、学力の定着の弱い児童生徒には指導を行っております。また、それぞれの進路に応じたそういった指導は、中学校の段階でですね、放課後行っております。町内で公営の塾というふうな形で、1カ所、2カ所へ、そういった子どもを集めての指導ということでございます。そういったことにはですね、やはりいろんな課題があるというふうに思います。送迎の問題とか、そういったこともありますし。私は基本的には、学校の中で指導をしていくべきであるというふうに思っております。

それから、児童館等のお話も出ました。当然児童館では、そういった取り組みも現在も行っていたいております。その内容をですね、より充実したものにしていただくと。そういったことも必要ではないかというふうに思っております。

現在のところ、そういった形で特別の学習の場をですね、学校外に設けて、そこで子どもたちを指導をするということには、やはりいろんな課題があるというふうに思っております。基本的には学校の中でという考えでおります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

まあなかなかそれは難しいとは思いますがですけども、やはり保護者の中にはですね、ほんとに学校が信用できない。そんなような人もおります。そして、所得のある人はもちろん、そういう人は塾に行かす。塾に行っていれば受験は大丈夫だろうというような保護者の方たちもおると思います。それもそれながですけども、やっぱりある程度は安い、ほんとに身近なお金でですね、そういったまた加力の学習をするというような取り組みをこれから町行政として必要じゃないかと思うがです。

いろんなその送迎のこととか、まああるかもしれませんが、それを一つ一つクリアしてですね、どうかこの公共の塾といいますか、みんなが通いやすい、そういった場をですね、これからつくっていくというのは、本当に黒潮町のこれからの子どもたちのためにもなるんじゃないかなと思うがですが、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

お答えを致します。

まあいろんな考え方があろうかと思えます。例えば、その塾もですね、本当に高い学力の定着を図る。そういった目的もあろうかと思えます。また、やはり家庭的な環境、あるいは学校での状況においてですね、学力の定着が弱い子ども、そういったこともおります。そういった子どもたちのためにそういった塾を開くのか、あるいは進学のために開くのかともいったこともございます。

自分は、子どもたちをですね、一定、まあ仮に学力の定着の弱い子たちを指導するという形で塾を開くとすればですね、当然そこへ集まってくる子どもたちはそういった子になります。だから、子どもたちをそういったふうに区別をするというのはね、いかがなものかと思えますし。

今一つ考えてることは、特に今、地域の教育力ということがいわれております。県の方もですね、学校地域支援本部、こういった事業、これについてはですね、学校が求める課題、そういったことに対して、地域の中で支援ができる人。そういった人をですね、登録をして、学校のニーズに合った形で外部から支援ができる。そういった仕組みづくりも進めております。取り組みとしてはですね、そういった形で、例えば元教職員の方、そういった方がボランティアで学校へ入っていただくと。そうした中で、学校内で放課後の指導ができると。そういった仕組みづくりなども必要ではないかというふうに考えております。

そういったことで、町内に公的な塾というふうな形については、今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

先ほど、今、その地域支援員、ほんとにいい取り組みだと思います。こういうのをですね、どんどん情報を発信して、その塾が無理ならですね、学校の加力学習の場をもっと充実して、1点でもその点数を上げる。そして、中学校3年になるとどの学校に行けるだろうと選べるような取り組み。そういったことをやってもらいたい。そして、子どもたちのために、教育のために、町もですね、もっともっとお金を使ってでも学力を上げる。そして、地域を担っていく子どもを育てていくということが大事じゃないかなと、そう思います。

3 問目に移ります。

今現在、キャリア教育に積極的に、町行政、町教育委員会も取り組んでいると思いますが、今のままで本当にいいのか。そして、成果と課題はないかということです。

就学前からこのキャリア教育というのは取り組んでいるとは思いますが。小学校になるとですね、身の回りの仕事や環境への関心、意欲の向上、そして夢や希望、あこがれる自己のイメージの獲得など、本当に積極的にやってくれているとは思いますが。そして中学校になると、約1週間ぐらいですかね、職場体験なんかも積極的に取り組んでいます。そして地域の方々にも、ほんとに協力的に連携を取ってやっているとは思いますが。

しかしですね、僕が思うんですが、小学校から特にですね、この地域の産業、そして自分とこの家族がどのような仕事をしているか、もう一度また見直すべきじゃないかと思うがです。というのはやはり、先ほども言いましたけども、特に第一次産業の後継者なんかにつきましても、親はどうしても自分くの家業を継がしたくないと言います。僕も実際そうでした。漁師だけはするなよというふうに言われましたけども、本当にそうなのか。そう思うと、やはり自分くの家業を継いでもらえるというのは、親にとってほんとにうれしいことじゃないかなと思うがです。そういった自分所の産業、そして家業。そういったことをもう小学校のときからですね、そういったキャリア教育の中で学習していかなければならないではないかと思うがですけども、どうでしょうか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

それでは2番目の、キャリア教育の取り組みについてのご質問にお答えを致します。

まず、キャリア教育について少し説明をさせていただきます。学校教育の中でキャリア教育という言葉が法的に登場したのは、平成11年の12月、中央教育審議会の答申でございます。この答申の中では、望ましい職業観、勤労観、および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的

に進路を選択する能力、態度を育てる教育というふうに示されています。

キャリア教育の目的は、一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であると定められています。つまり、働くことを通して、人や社会とかかわることの大切さを知り、そのかかわり方の違いにより、自分らしい生き方につなげていくための教育であるというふうに思っています。

職業感、勤労観をはぐくむ学習プログラムとして、小学校におきましては、進路を探索をし、選択をするための基盤形成の時期としております。中学校では、暫定的な選択の時期と位置付け、次に挙げる4領域で教育活動を推進をしているところです。

なお、今から説明を致します各領域の具体的な説明は、小学校の教育計画から抜粋をしています。

まず一つ目として、人間関係、社会形成能力。まあ、これはいわゆるかかわっていくという力になります。これは相手の意見を丁寧に聞き、自分の言葉で伝える。ルールや約束を守る。自分の役割が分かるといったようなことでございます。

それから二つ目として、自己理解、自己管理能力。これは自分を見つめることができる力です。自分に自信を持ち、自分の良いところに気付く、やりたいことを見つける、自分をコントロールする、といったことです。

それから三つ目として、課題対応能力。これはやり抜く力ということになります。課題を見つける。課題を分析をして、計画を立てて見直す、解決法を考えて努力をする、といったことになろうかと思えます。

それから四つ目、最後ですけれども、キャリアプランニング能力。これは、かなえる力になります。働くことの大切さが分かる。自己実現に向かって希望を持っていくといったことです。

以上の4領域が、育成すべき能力や態度というふうになされておまして。

一つ例として、佐賀小学校の教育計画。この中に示されたキャリア教育の全体計画を見てみますと、これはそれぞれの教科、道徳、特別活動。これは学級活動や学校行事、児童会などになりますけれども、それから、総合的な学習の時間の中で、年間計画を立てて取り組んでいます。

例えば、5年生での具体的な内容ですけれども、1学期には、カツオのタタキ作り体験、米作り、ふるさと自慢佐賀、ふれあい検診。それから2学期になって、運転手の仕事、牛乳配り、ふるさと自慢佐賀、素もぐり漁。3学期には、新入児童体験入学、植樹体験、誰もが幸せに暮らせる町、といったような内容の計画になっています。

こういったことで、幅広い内容でキャリア教育を行っております。

それから、先ほど議員も申されましたけれども、中学校になると3年生で職場体験学習、これを行います。より具体的に自分の進路について考えていく時期、こういったことになるわけです。

キャリア教育という新しい言葉ではありませんけれども、目指す人間関係力や、自己有用感、自己実現といったことは、本町が進める防災教育や人権教育、これともつながっているというふうに思っています。

成果と課題ということですが、キャリア教育につきましては、一人一人の自己実現が目的です。成果の見極めということは非常に難しいというふうにも考えております。あえて成果として挙げるなら、例えば、中学校の職場体験や、小学生の社会科見学、それぞれの学校が取り組んでいる特色ある教育。こういった数多くの取り組みが、保護者や地域の方々、そして関係機関のかかわりや、協力をいただきながら行われております。その取り組み自体が、私は成果ではないかというふうに思っております。

課題ということでございますけれども、とにかく現在のさまざまな取り組み、こういったものをより今以上に充実をさせていくといったようなことではないかというふうに思います。このふるさと黒潮町を愛して、そして、ふるさとに誇りを持つ。そういった子どもたち、将来において社会にも貢献できる。そういった子ども

たちを育てていきたいというふうに考えております。

当然、キャリア教育は学校だけではできません。今後も保護者、そして地域の皆さま、関係機関のご協力をいただきながら、充実した内容にしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

確かにキャリア教育、本当にこれからの子どもの教育には大事じゃないかなと、僕はほんとはつくづく思うがですけども。やはりかなえる力、生きる力というものは、小学校のときからずっとやっていかないと駄目じゃないかなと思います。

特にですね、僕、12月の初めに人権学習をですね、大方の5校の6年生を1時間ほど、授業じゃないけれどもフィールドワークの中で話しますけども、人権のことも話します、もちろん。しかし、夢をとにかく持てということ積極的に話すわけですけども。その中で、今の子どもは、あまり夢がないがじゃないかと。したいことが分からん子が多いがじゃないか。そういったことをよくいわれますけども、そうではないんです。

実際ですね、今年の感想文、こういうふうに、これは田ノ口小学校の感想文、僕、毎年こうやってもらうがですけども。みんな、いろんな夢を持っているんです。パン屋になりたいとか、パティシエになりたい、看護婦になりたい。本当にみんな、一人一人がですね夢を持っているんです。ただ単に口に出していないだけで、心の中では、頭の中では、しっかりと夢を持っています。僕びっくりしたのは、田ノ口小学校の一人の子はですね、漁師になりたい。そういった子どももおられます。その中でやっぱり、この黒潮町の産業、そして、先ほども言った、自分くの産業。そういったものをもう一回時間を取って、ゆっくりと見直す。そういった時間も要るんじゃないかと思うがです。

そして、先ほども言いましたが、うちの家業は継ぐとか、そういうようなことは言わずに、これから保護者として、親として、大人として、やらなければならないことがたくさんあるんじゃないかと思うがです。そういったものを、今度の生涯学習の場でも構いません。そういったものを保護者の方にも、そういった情報の発信、または講演、そんなことらができるがじゃないかなと思うがです。そうした積み重ねが、やはり黒潮町でまた働きたい、将来は残りたい。そして将来、県外へ行ってもまたこっちに帰ってきて、この黒潮町で生活をしたい。そういった子どもがこれから増えるんじゃないかと思うがですけども。

こういった取り組みはできるんじゃないですか。

教育長、お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

再質問にお答えを致します。

町内のいろんな仕事、そういったことを子どもたちが知っていくということは大変大事なことであろうと思います。特に小学校であれば、3、4年生から社会科見学があります。町内のいろんな所へ行って、黒潮町のことを知るということから始めていきます。そういった社会科見学。それから、中学校になったらですね、3年生で職場体験があります。

特に自分はですね、職場体験をする以前、中学校の1、2年生あたりにですね、ぜひ、黒潮町の人々がどうい

った生活をして、どういった仕事をしてですね、生活をしているかといった、そういったことを学ぶ機会。そういったものが必要ではないかと思います。地域の中でどんな仕事があるのか。今言われました、漁業、あるいは農業、そういった仕事に携わる方ですね、お話を聞いたり、体験をまたしたりといったことも必要ではないかと思います。ぜひ職場体験に代わるですね、そういった、子どもたちがじかに体験できるような学習の機会もつくっていきたいと思います。

先ほどの答弁で言いました、学校地域支援本部。この中にもですね、当然、そういった地域の方々のいろいろな暮らしの中から体験をですね、お話をいただいたり、また、じかに体験をするといったこともできようかと思えます。そういった取り組みは本当に必要であろうと思えますし、あらためて子どもたちが黒潮町について学んでいく、黒潮町の良さを感じるといった、そういった取り組みも必要ではないかというふうに思っているところです。これから検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひとも、積極的に取り組んでもらいたい。そう思います。

そして、その小学校の6年生の中で話しますけども、僕の亡くなった息子が佐渡にいたときに日記を書いておまして、その中の日記の中にですね、僕、すごい言葉が見つけたので、その中で子どもたちに言います。それは、道は自分でつくる。道は自分で開く。そういうような言葉がよく出てきたがです。これを小学校6年生の子どもたちに言いますと、感想文の中で、その言葉が一番僕は心に残った。確かに、自分の人生は自分で開くしかない。そういうふうなことをきっちり、みんな、ほとんどの子どもがこういうふうを書いておられます。ほんとに僕はこういう取り組みもいいんじゃないかなとつくづく思うがですけども。

先ほど言いました、特にこのキャリア教育、ほんとに一人でもこの黒潮町に残って、働く。そして、また出ていってからも、将来は帰ってくる。そういった人材づくりをこれからも、特に教育委員会をはじめ、この黒潮町行政の人がですね、これからも重要課題として取り組んでいってほしいと思います。

以上で、僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 09時 57分

再 開 10時 15分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

3 番（藤本岩義君）

おはようございます。

それでは、議長の許しを得ましたので質問を致します。

まず第1点目ですが、ふるさと納税について。これは一般質問も含め、今年ずっと取り上げてきましたけども。

他町村では、納税額の増額と町内産品が結構潤っている新聞記事がテレビや新聞等でも出されます。9月議

会以降も何度か報道されておりますし、11月7日には、奈半利町は3億円突破。今月の9日にも、四万十町3億円突破。両町とも年度内に5億円。四万十町は昨年度までの450万前後が80倍になったと。返礼品に1億8,000万を今議会にかけておると高知新聞に報道されていました。また、今日びっくりしましたが、奈半利町は既にもう7億円を突破したという記事が載っておりました。

黒潮町では10月の総合戦略で考えるとの答弁であったと思いますが、現状はどのようになっているでしょうか。

先月議会で、昨年のふるさと納税額日本一の平戸市に行っていました。そこでの話によりますと、若い職員が兼務で、企画財政課のようですが、若い職員が兼務でふるさと納税の担当を始めたところから始まったと聞いております。成功の秘訣(ひけつ)は、担当者の情熱、信念、行動、そして根性。特に、とにかくスピードだと話されておりました。

2兆円のふるさと納税市場というのがあるようですが、予算もなく1人の職員のチャレンジで始まった24年は100万円程度であったというものが、25年度は3,900万円になり、26年度は14億になったと伺っています。要はやる気とスピードだと思いますが、黒潮町はこの数カ月どのように進んできたでしょうか。

お伺いします。

議長(矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは、藤本議員の一般質問、ふるさと納税についてお答えを致します。

9月議会でご答弁させていただいた、黒潮町ふるさと納税の仕組みづくり、大きな流れとして総合戦略の中でまとめていきたいとご答弁をさせていただきましたが、同時に、今すぐできることと、総合戦略の中で進めることとにさび分けをして、その取り組みを開始しているともご答弁させていただきました。

その開始している取り組みと致しましては、ふるさと納税ポータルサイトの、ふるさとチョイスの活用を12月1日から始めておまして、その前段の10月14日に、町内で返礼品として取り扱う品物等を生産、製造されている事業者を対象とした説明会、全戸配布でご案内して開催し、17の事業者の方にご出席をいただきまして、ふるさと納税の活用方法などについて説明をさせていただきました。

そして、12月1日からネットでの利用を開始したふるさと納税は、現在9つの事業者が申し込みをされスタートしてございます。ネット利用では、利用者からのご寄付の申し込みをいただいた時点の寄付金の電子決済、返礼品の調達、そして配送までの一連の業務をすべて支援していただくために、ふるさと納税支援業者と業務提携をしてございます。このことによりまして、これまでの紙ベースでの申し込みよりも一連の業務がスピードアップされ、加えて、事務作業も簡素化されつつあります。

その一方で、ネット環境の整っていない利用者からのご寄付の申し込みもございまして、現在までの利用実績を情報サイトと従前の方法とを比較してみますと、従前の方法が4月からの約9カ月で件数が58件、金額で379万6,000円となっているのに対しまして、12月1日から始めた情報サイト、本日の午前0時までの実績ですけれども、申し込み件数が614件、申し込み金額が835万円となってございまして、従前のペースと比較しますと約10倍のこととなっております。

この情報サイトの方の驚くような伸びでございまして、12月1日スタートというのは確定申告の税控除の駆け込み時期という情報もございまして、12月1日を設定したところとございまして、年が明けると若干落ち着いてくるのではないかというふうな情報も得てございます。

今後は、従前の紙ベースの申し込みであっても、ネット利用の業務支援に組み込んで事務の簡素化を図りな

からサービスをしてまいりたいと考えてございます。

また、その取り組みの一環で現在情報サイトに掲載している返礼品のリストを産業振興課の方でカタログ化をしまして、ネット環境にない人に納付書を返送する際に同封して、返礼品の紹介に活用してございますけれども。このカタログの完成品につきましては、業務提携をしている支援業者から年度内に2,000部の無償提供もございまして、関係者の皆さんにお配りをして活用をしていきたいと考えてございます。

一方、総合戦略の中でのふるさと納税の位置付けについてですけれども。戦略の方ではこの納税システムを一つのマーケットととらえ、町内の生産者の方に情報サイトの活用方法などをさらに研究していただくよう努め、意識改革なども含めて新たな生産者や商品づくりで活用してまいりたいと考えてございます。

今回は漁協や農協など、お申し込みをされていない事業者の皆さんにも情報サイトを活用されている事業者の売上状況なども見られご判断されるケースも想定されますので、今後のPR等でできるだけ多くの返礼品をそろえて地産外消戦略を展開していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

何言いますかね、やはり取り組めば取り組んだだけの成果は挙がってきていますし、結構なことだと思います。

そしたら、もう1千万超したということになりますが。取り組みの遅かった関係でこれはやむを得ないと思いますが、今後どれくらい増えていくか、いろいろ他町村のいいところを研究しながら進めていただきたいと思います。

議運で頂いた総合戦略の草案がありますが、その9ページですかね。そこには1行、ふるさと寄付金などの活用により黒潮町製品を認知度向上を目指すと記載されております。また15ページには、平成31年には1,300件以上、平成26年度の実績が40件。つまり、4年後に328万円を1億にするということになると思うんですが。計算上はですよ。平均でやりますとそうなるんですが。地産地消を進める割にはまだ少ないがやないかと私は思っております。

総合戦略では、人口を食い止めることが載っておりますが、奈半利町のようにですね、保育料を第2子無料、第1子も減額すると。このふるさと納税を使ってですね、今年の4月からやっておられます。また、ある市では、保育料が安いということで、隣の市町村とかそういうところから移住もしておるようです。人口増につながっておると伺ってます。

また、これも新聞に載っておりましたけども、大月町の町長は、大月町は66万が1,276万になったということで、大月町の町長は、大月のPRにとってこれ以上の効果のあるものはない、寄付者との縁を切らないように何をするかが大事。これからも積極的に取り組んでいくというコメントが載っておりました。

黒潮町もですね、やはり本腰でやっていけばですね、その黒潮町の宣伝にもなりますし、また、この寄付額も多くなってくると思います。今年は残念ながらもう時間がありませんし、駆け込みの方も今ピークだと思うんですが。時間がありませんが来年ですね、本当に本腰はめて、今さっき言った漁協とかいろんな所にも働き掛けですね、いろんなものが黒潮町もあるんですよ。地産外消やいうて言いよったら、当然地産外消になるものを商品をきちっと町も把握して、それから生産されておる方とも協議を含めてですね、このネットのPRに乗せていくべきだろうと思います。

それから、ふるさとチョイスの方に載せておるということで私も見せてもらいましたが。ある程度形にはな

ってきておると思うんですが、売りは何でしょうね。一番の黒潮町の売り、それは何なんでしょう。それはちょっとよく分かりませんでした。たくさん載っておりましたけども。

それから、最近ではですね、交換利率が流行しておるようですが、黒潮町の規則はまだ見たところ改正になっておらなかったようですが、その付近の改正は考えておられるのか。ある一定の、極端なことをするとやはり指摘も受けますので、ある一定、他町村がやっておられるようなことは考えていくべきではないかなと思います。

それから前にも言いましたが、するということでしたけど、まだどうもできてないみたいですが。ホームページで見ますと、ずっとそのふるさとチョイスに飛ぶようになっておるようですが。これ、そこへ行ってですね、その業者とかそういう方たちがホームページにリンクされてないと思いますので、黒潮町のホームページの中でそのふるさと納税に協力していただいております業者のホームページにやっぱりいっていきと。そこがまた、今後、ふるさと納税がいつまでも続いていくとは私は分かりませんが、もしそれがなくなったときもですね、そういう宣伝効果があるように、そこで返礼品を頂いた方がそのところでこういう業者じゃということを知ることも大事だと思うんです。そこを上手に宣伝していくということも大事ではないかなと思ってます。

ふるさと納税は地方自治体の通信簿だと。天童市あたり、今年前半1位になった天童市などが言ってますし、地域を活性化させる起爆剤だとも言っております。全国と黒潮町をつなぐツールになると思ってますので。

それと、オリジナルな計画が絶対その町村にこれは必要だと思ってますが、その付近はどのように考えておられるんでしょう。この間、12月11日の朝の7時のニュースを見ておりますと、NHKのニュース見ますと、面白いのが載っておりました。一日町長というのが商品の中にあってですね、100万円以上寄付した人を一日町長にするというのが載っておりました。それがまあ、たまたま100万円以上突破の方がおられて、一日町長をやられたというニュースをやっておりました。そこで、私もちょっと気になりましたので調べてみますと、私が調べた範囲ではそのほかにまだ3市町村があったようですが、そこが達したかどうかは分かんないですけども。

そういうようなユニークな所、前にも言いましたが、高松市辺りは墓地の清掃とかいうのが入っておるようです。黒潮でもいくらでも、商品がなくてもですね、そういうことなども例えば考えられるんですが、そういうことはどんなに考えておられるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

まず、売り上げの数字でございます。何が売りでしょうかということでございますけれども。

売上実績をこれまでのところ振り返ってみますと、断トツは土佐の薫焼きたきということになってございまして、続いて、缶詰セットが追走するといった状況でございます。

それから規則のご質問もございました。現在、改定中でございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

そして、生産業者がふるさとチョイスからそのままヒットできればということもございました。実際私もやってみましたが、直接的にはヒットせずに、ホームページの中の観光といった所を検索してみますと、それぞれの業者が掲載してございまして、情報提供をされているようになってございます。

それから、商品のことでございますけれども、これまで町と致しましてもいろいろな団体にいろいろな補助金を使って特産品等作ってまいりました。残念ながら安定した市場が確保できてなくて、消滅していったような製品もございまして、作り方等のノウハウは現在も残っているかと思っておりますので、そういった特産品

もまた掘り起こして、ニーズ等を把握をしていくような取り組みを展開したいと思います。アイデア次第では伸びしろも豊富に存在すると考えてございますので、そのように進めてまいりたいと思います。

また、今後の進め方ですけれども、現在、財務係で職員1名の体制でやっております。しかしながら、情報サイトを始めてから少し対応をし切れないような状況も迎えてございますので、所管を変えるなど、スタッフを増員するようなことを考えていきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

当然、業務が増えてくればそういうこともしなくていけませんし。当然、正職じゃなくても臨時さんを雇用しますと、雇用の場が早からそこでも生まれてくるわけでして。まだまあ1千万ぐらいではまだ大丈夫だと思いますが、平戸のように多くなってきますと、正職員は3名で、あと臨時、パート含めて10名ぐらいおったと思うんですが。そういう形になって雇用も生まれてきます。これに取り組むことは本当に財源的にですねやはり豊かになってくるわけで、先ほど言いましたように保育園の無料化とかですね、あるいは先ほどの質問にもありましたように、学校のその学用品といいますか、その付近の援助等もまあやろうと思うたらできるわけです。本当これぐらいの財源があると、本当に財政が厳しい市町村では一時的であったとしてもですね、非常に活用できる部分があると思いますので、ぜひその付近は続けて頑張ってもらいたいわけですが。

先ほど言いましたように、地方自治体の通信簿ですが、まあ通信簿を付けてもらおうとしたらまだ合格点には至ってないと思います。ぜひですねそれが合格点になるように頑張ってもらいたいと思いますし。

それから、商品の数は今どれくらいになってるんですかね、ちょっとよう数えてませんでしたので。

その点もお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の再質問にお答えします。

ここにふるさと納税のカタログというものを実際、簡素化したカタログがございます。この商品を掲載してございまして、数をまだ数えてございませんので、後ほどまたご答弁させていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

いろいろ幅広いことになってきますので総務課の方も大変だろうと思いますが。やはり隣の町にも5億円超したといういい見本もありますし、県内にも7億、四国内で初めてという奈半利町もありますので、十分そこらのですねノウハウを聞いていただいて伸ばしていただきたいと思います。

ほんでもう一つはですね、企業版のふるさと納税が今度、28年からですかね、国が計画して始まるようですが。

これはまあ、よういどんで始まりますので、その付近の対応はどのようにやっていくお考えでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

まだ全体が確定しているわけではなくてですね、今入っている情報だけでの答弁になりますけれども、個人版のふるさと納税の仕組みとは大きく違いがございます。ご承知かも分かりませんが、いったん寄付の受け入れ先はですね行政ということになります、自由に寄付を受け付けられるということになっておりません。まず、今月に定まります税制大綱。ここにまず盛り込まれて、来年度、通常国会に地域再生計画法の改正案が挙げられます。まずここで位置付けられた事業で、かつ地方版総合戦略に乗っていて、その事業効果が高いと思われるもの、これを内閣府が認定を致しまして、この事業に向けて企業から寄付行為を受けることができるということになっております。

問題なのは、その企業マインドが寄付行為に向かうかどうかということなんですけれども。現在、現行法でいきますと、企業が自治体に寄付をした場合は全額損金算入ということになっておりまして、税控除効果は、今、法人税の実効税率が30パーセントですので、税の控除効果というのは約30パーセントということになっております。この寄付行為を行った所については税控除をさらに30パーセントを上乗せするというようになっておりまして、都合、税控除効果は60パーセントということになります。ただし、残りの40パーセントは寄付行為については実質企業負担ということになりまして、この40パーセントを負担しても寄付をするという企業マインドが働くというのは非常にハードルが高いのかなと思っています。

よって、内閣府、内閣府の中でも総務省ラインをこの企業版ふるさと納税の仕組みをつくっているんですけれども。こちらはできれば地元ご出身の方で、例えばそういう企業を運営されている方、こういった方に営業を掛けてはどうでしょうかというようなところまでしか、実際のところ内閣府の中でもまとまっておりません。ただし、そう考えると非常に自分たちはニッチなところに追い込まれますので、そうでないその40パーセントのマインドをクリアできるような提案を、実は県と、それから内閣府の方にも既に行っているところなんです。

まだこの調整は3月いっぱいどうしてもかかりまして、ご報告できるのはまだもう少し先になろうかと思いますが、また併せて報告をさせていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

町長がおっしゃられたとおりで、特に4年間の時限立法のようですので、やはり自治体の地域活性化の事業に寄付すればいいわけですが、それは当然、政府の認定したことになると思います。認定の通るような事業をですね、やはり十分検討していただいて、その中で。これも捕らぬタヌキの皮算用ではいきませんが、ある一定こう乗ってきそうな計画も考えながらですねやはり対応していただいて、ちょっとでも自主財源が少ない黒潮町にとって豊かになってくれば、先ほど言いよったような保育料とかそういう子育ての、この本当総合戦略の元になっておる、人口が少なくなっていく子育ての分についてですね、やはり投資も町村もできると思いますので、ぜひ本腰をはめてですね頑張ってくださいと思います。

これで1番は終わります。

次に、道路行政についてですが。最近、国道56号では事故が、特に私がおる近くの伊与喜、片坂間で多くなっているように感じますが、実態はどのようになっているのでしょうか。

私もこの区間は地元ですのでよく走ります。最近草刈りも含め、視距改良があまりされてないように思いますが、交通事故を減らすために町はどのように国交省に働き掛けをされておるのでしょうか。

3年後ですかね、拳ノ川の佐賀温泉まで高規格道路が通ります。高速運転の感覚が戻らないうちにカーブ等の連続で視距が悪い道を走るようになりますので、住民が事故に巻き込まれる、または起こす可能性が大とな

ると思います。

まあ開通まで残りわずかとなってきましたので、カーブの改良や雑木対策など強く要望してほしいと思っておりますが、積極的にやっていただけますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、道路行政カッコ1、国道56号伊与喜付近から片坂にかけての交通事故の状況および視距改良に関する質問にお答え致します。

この国道56号のうち、伊与喜から市野瀬、片坂にかけての区間は連続したカーブが多く、また縦断こう配も急であり、全体的に線形が悪いと認識しております。中村警察署のデータによりますと、2013、これは1月から12月のデータであります、人身事故が3件、2014年は人身事故2件、2015年1月から11月20日現在は人身事故8件が発生しています。

この国道56号は地域住民の通勤通学路および生活道で、幡多地域と高知をつなぐ大動脈の幹線道路でもあり、緊急輸送、防災上の観点からも非常に重要な路線であるとともに、歩き遍路のルートでもあります。近年、高速道路の延伸効果により通過交通も多くなっていることから、この区間の改良要望につきましては、毎年のように道路管理者である国土交通省に要望活動を行ってきました。

結果、これまでに視距改良の確保や注意喚起など交通安全対策を講じていただいたところではありますが、今後においても安全対策や抜本的な対策がさらにできないか、粘り強く要望していきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

積極的に取り組んでいただけるという話ですが。

先ほど、この3年間の間に人身事故が13件とお伺いしました。物損をです見ますと、その間にちょうど93件あります。合わせて106件、自損事故とかカーブでの。この間もほんのありましたけども、対向車もなかったですけどカーブに当たったとかですね、非常にこの事故が多くなってきてます。特に近年は1年の間に30件超して、15年では人身事故も含めれば40件ぐらいこの区間で多くなってます。もう本当、よく救急車が走ったりですね、ガードレールがつえたりですね、そんな形になってます。走ってみてもですね、確かに従前ほど草刈りもあまりしてくれなくなってですね、まあ経費の問題もあろうと思うんですが、非常にこのカーブの間に、竹なども周辺の水田等にも放置した関係で竹等が生えてですね非常に見通しが悪い。国交省の管轄の道路外の所にもそういう部分がありますので、これはどういう形で対応していくかは私の方は分かりませんが、従前には交通安全協会ですかね、あたりがその個人の所に話をしてですね、竹など刈ったり、あるいは個人がやったりしたこともあるようですけども。国交省以外の所についてはそういう協力体制が取れないかなと思ってます。

ほんで、またカーブの方もですね不破原の坂を上がってですね、フレンドという喫茶店がありますが、そのカーブ辺りは非常に事故も何回か起きてますし、このカーブそのものを直すところまでいかないかも分かんませんが、拳ノ川峠のカーブのようにですね内側の所を掘削するとか、見通し良くするためにするとかですね。

あるいは小黒ノ川の住家のある所は、奥の方へ今度高規格道路のトンネルも抜けますので、それと併せてですね車の出入りも多くなってきますので、その付近を改良するとかですね。

それから、荷稻の郵便局の所でもよく事故が起きます。佐賀温泉との間。これ、特に高規格道路が下りてき

てからですねすぐにのカーブですので、いろいろ、あこでも死亡事故などが何件かありましたし、親子が亡くなるとかですね、そんなこともありました。ぜひですねその付近を重点的にやっていただいて。

それから奥の方では、橘川、市野瀬間の間の雑木ら、S型のカーブがありますが、そこら付近の撤去とかですね。

取りあえずできる所から早めにですね取り組んでいただかないと、高規格道路がついてくると、今言いよったようにまだスピードに慣れんうちに急カーブとかたくさん出てきますので、事故を起こす可能性としてあると思います。

その付近はどんなに考えておられますか。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど藤本議員の方から具体的な個所を言っていただきましたが、まさに片坂間の間で急なカーブある所は、佐賀側から行きますと、そのフレンド、不破原の所。これは非常に勾配もきつく、そしてRも55と聞いております。それから小黒ノ川の街道。ここも非常に過去から事故が多くて、R55、半径55のカーブとなっております。それから荷稻地区の拳から下流の所。ここも非常に最近も事故がありましたが、急なカーブとなっております。このカーブにつきましては、現地においても国交省と協議して要望活動を行っております。

それから、質問のありました民地での立木の伐採。もちろん道路の視距が悪い所につきましては道路管理者の方に要望しておりますが、それ以外の民地の所については町として積極的に働き掛けは現在しておりませんが、地域の方から要望いただいて、個人的に伐採していただいたこともあろうし、それから、議員の方でそこを気が付いて積極的に対応した事例もあります。ですから、非常にこう、この所は難所が多いわけですから、伐採あるいは視距改良等、今後地域の皆さんと協力しながら、適性な運転に支障のないような範囲できるように努力していきたいと考えております。

ちなみに、あの小黒ノ川のカーブにつきましては、現在国交省と事業化に向けて調整をしております、まだ具体的な計画は挙がっておりませんが、今後、地域の皆さんの協力を得ながら事業化できるように努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

積極的にやっていただいております。特に小黒ノ川の所は、ある程度望みも出てきておるので、楽しみに待ちたいと思います。

特に、先ほども言いましたように荷稻のとこのカーブとかはですね、非常に高速から下りてすぐにカーブがありますので、非常危険性も高いですので、その付近はそのことを重点にですねやはり話していただくということも大事であろうと思います。

これぐらい事故が起きてきますと、いつその自損事故とかそんなものに巻き込まれる可能性としてもあるわけですね。あこの付近も学校の子もたちも通うてる道ですので。アウト側におれば突っ込まれる可能性もあります。だから早いうちにですね対応していただきたいと思います。特に視距というのはご承知のとおり、中心線の1.2メートルの高さから中心線にある10センチの高さのものが見える距離ということのようです。もう

ほとんど見えない所も結構、すぐにもうガードレールと草とで見えない所もあると思います。当然、視距改良というのはそのことを中心にですね、道路の設計基準に基づいて、これぐらいはなけりゃいかんというのは決まっておると思います。それをオーバーしておる部分もあるかも分かりませんので、その付近も見ながら積極的に働き掛けてほしいと思います。

町長、特にこの付近はですね、今も言いましたように事故が非常に多くて、住民の方が非常にいろいろと通行されておる方が心配もされております。今言いましたこと踏まえて課長の方も答弁いただきましたけども、町長の方も積極的に国交省と会う機会もありますでしょうし、東京へ行く機会もあると思うんですが。高規格道路がついただけでじゃなくてですね、そこから後のところに事故が起こる可能性としては高くなると思いますので、積極的に働き掛けていただけますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、この伊与喜から市野瀬にかけての付近の法線不良といいますか、県内の自治体の中でも法線的には非常に不良個所の多い路線だと思っております。議員をはじめ議長にも大変汗をかいていただきまして、小黑ノ川の方が少し前へ進みかけているところをございまして、当面はそこを詰めさせていただきたいと思います。

ただ、問題なのはですね、法線不良個所あるいは視距改良を必要とされる個所については、国土交通省の方はもうすべて把握ができておまして、要は優先順位といいますか。ただし、それを消化できない理由が1つございまして、それはいわゆる総事業費の問題です。今年度をひらってみますと、恐らく当初と補正、今回の3兆円がどうなるか分かりませんが、当初でいくと約6兆円ということで、これは公共事業費としてはですね昭和53年度レベルです。もちろん物価が違いますので、同じてんびんに計るわけにはいきませんが、ピーク時、平成9年、10年ぐらいだったと思いますが、14兆円規模の公共事業が行われていたときからすると半分以下ということになっておまして、一番その予算が圧縮されたところが、この改修、それから維持費でございまして、よって、どうしても個所の要望と併せて、国の方にはその総事業費の確保を声高に叫ばなければならない状況だと思っております。

今回、議会の方からも高規格に合わせまして総予算の確保の意見書が出されておりますので、またそういったものも携えて、共に声を挙げていかしていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

それではよろしくお願ひします。ぜひ通られる方も、特に黒潮町の住民も安全で走れる道の確保といいますか、いうことに向けて頑張ってもらいたいと思います。

次に移ります。2番目ですが。県道秋丸佐賀線。国道56号から伊与木川に架けられておる橋、船川橋。なぜか稲荷と書いてありますが、これは私のミスでして、稲川です。河川の川に訂正願ひします。なぜか知らんですけども稲川橋と書いてありますが、船川橋を。

この橋は、この個所ですね、国道の迂回路として重要な県道にある一番最初の橋です。耐震性等については大丈夫でしょうか。耐震性がないとすればですね、町としてはどのように働き掛けるのでしょうか。県道住次郎佐賀線に架かる2橋りょうも併せてお伺ひします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、県道秋丸佐賀線および住次郎佐賀線に架かる 2 橋の耐震性に関する質問にお答えします。

まず初めに、県道秋丸佐賀線の稲川橋につきましては、この橋りょうは全体延長 27.5 メートル、全幅員 6.8 メートルの網橋で、昭和 42 年に架設されています。点検履歴としましては、平成 9 年に防災点検、そして平成 12 年には損傷度調査、そして平成 23 年には定期点検を行っています。この結果、主桁では防食機能劣化、伸縮装置、支承本体では腐食や機能障害、橋台ではひび割れが発生し、損傷の程度が高い一部においては対策を実施し、現在、経過観察を行っているところであります。

住次郎佐賀線に架かる 2 橋のうち、伊与木川に架かる市野々川橋は全体延長 32.1 メートル、全幅員 5.35 メートルの RC 橋で、昭和 45 年に架設されています。国道側の第 2 市野々川橋は、全体延長 17 メートル、全幅員 5.3 メートルの RC 橋で、昭和 47 年に架設されています。

点検履歴としましては、これらの橋も平成 9 年に防災点検、平成 13 年には損傷度調査、そして平成 22 から 23 年にかけては定期点検を行っています。この結果、床版部では、はく離、鉄筋露出、浮き、橋台部ではひび割れが発生しています。そして、現在経過観察を行っているところであります。

道路管理者である幡多土木事務所としては、高知県緊急道路ネットワーク計画において定められています第 2 次緊急輸送道路、これは国道 441 号、439 号、321 号を対象として、まず平成 30 年度をめどに橋りょう耐震計画を実施する予定としています。質問のありました 3 橋の位置する 2 路線は、この路線以外になりますので、平成 30 年度以降、市町村の避難計画や道路啓開計画、さまざまな要素、要望を踏まえた上で優先順位を付けた後に、順次橋りょう耐震計画を講じるとの回答を得ています。

これらの県道は今後においても非常に大切な路線でありますので、早急に耐震性が確保できるように粘り強く要望していきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

なかなか見込みがないみたいな答弁でしたけども。

耐震性がないということですね。ほんで耐震性がなければですね、特に佐賀秋丸線に架かっておる、これ船川橋なんですけども。その船川橋はですね、ご承知のとおり国道 56 号が片坂とかそんな所が崩壊したときにも迂回路として非常に活用されておるわけです。従前も通行止めになったときに、ちょうど県道秋丸佐賀線活用されておりました。今まあ拡張もされておりますけども。拡張そのものがよくできてますね、入口の所で本当すぐ目の前に 56 号が来ておるのにそこで橋が通行できないとかいうことになる、非常に佐賀地域に物資を運ぶとかいうときもですね、非常にこの影響を受けると思います。

で、確かに県管理の国道を急ぐのは、これはもう当然だろうと思うんですが、併せてですね、やはりこのことを早めに要望していきよらんと難しいと思います。特にこの県道秋丸佐賀線は現在開通しておりますので、そういう物資が大正側の方とかですね支援とかそういうのも運んでくるときにはですね、活用できる道だろうと。国道 56 号の、白浜とかそんな所へ多分津波が来た場合には通行できなくなってますので。この道もがけ崩れとかそんなので通れないかも分かんなんですけども、やはり迂回路というのはいろんな形でよけある方がいい

いですので。その付近を町ではですね優先的にこう、何言いますか、要望していくことはできますでしょうかね。

それと、そこへも書きましたように、なぜか稲川橋というのは、これは前から地元の人らも前に架かっておる橋も船川橋でしたけども。土木にもこの前ちらっと話しましたが、やっぱり船川橋いうてみんなが呼んでますし、今でも稲川橋と書いちょうの知らない人もおるんですけども。通称船川橋で通用しておるんですが。どんな関係でそういうようになったか分かりませんが、これは名盤を変えることと、橋りょうの台帳ですかね、そそれを変えれば直ると思うんですが。この付近は簡単なことだと思いますが、直りませんか。

そういうことも踏まえてですね、やっぱりここを注視していただくということをお願いできますでしょうか。
議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは藤本議員の再質問にお答えします。

まず初めに、この耐震性の稲川橋、地元からは船川橋という橋ですね。これにつきましては、先ほど言いましたように次期計画の中で耐震性を確保していこうという県の考えであります。一方町の方では、その上流にあります医心橋、こぶしのさきに架かっておる橋、これは耐震性のある橋でございます。それから、荷稲から拳ノ川にかけての町道拡幅を現在考えておまして、万一の場合、ここが迂回路としても活用できるいうように考えております。しかしながら耐性の確保につきましては今後も、この重要な路線でありますので、粘り強くやっていきたいと思っております。

それから橋の名称の件につきましては、先ほど言いましたように名盤を変えると、それから一定の手続きは必要かと思っておりますので、この件につきましても要望時において県と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひですね、重要な道という認識の下にですね、特に迂回路としての重要性があると思っております。そのことを言うていただいてですね、県管理の国道並みにですね、そのときにはすぐにやるというぐらいの話が出てくるように積極的に働き掛けてほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

船川橋の名称についてはですね、従前の木の橋があったんですよあこに。ちょっと下流になりますかね、10メートルぐらい。あの橋は船川橋いうて書いておりました。木の欄干にですね書いてましたけど、いつの間にかそれがそんなになってますので。台帳の整備のときに間違ったのか、つけたときに間違ったのかよく分かりませんが。対応をお願いします。

次に移ります。3 番になりますが、高知県森林加速化事業というのがありまして、それで開設した本谷からですね湊川に抜ける作業道を災害時における山間部の、これも迂回路ですけど、迂回路として町道に昇格して整備していく考えはないかということです。

この道は平成 21 年から 23 年まで同事業で行われ、作業道よりも少し格上の林道規格で工事がされておることです。私も本谷の方から山頂過ぎまで車で上がっていましたが、少しか配の方もきついですので大丈夫かな思いながら上がってきましたけども、比較的道幅も広くてですね、谷側の所らの付近もコンクリを使うて、通常の作業道とは違う整備がなされておりました。台風やそれから東南海地震でもがけ崩れがあつて、どこが通れなくなるか分かりません。そんなときに孤立集落等防ぐためにもですね、やはり路線というのは多く

確保するのが一番いいわけでした。特に海岸の方はですね避難道の整備をされておりますけども、山間部の方はそこから後ということで、それはやむを得ないかも分かりませんが、山間部の方は揺れと同時に山津波が来るわけでした。どこへ来るか分かりませんが、そういうときの迂回路としてもですね活用できるように、時間は掛かりますが整備していく方法はないだろうかと思っております。

海岸部の避難道が完成すれば、山間部の避難道としての町道として整備していく考えはありませんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員のカッコ 3、本谷から湊川に抜ける作業道を町道に認定して整備していく考えはないかについてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の作業道につきましては、平成 21 年度から 22 年度にかけて高知県森林整備加速化事業を活用致しまして、本谷地区から口湊川の入次地区まで、基幹作業道として幡東森林組合にて開設したものでございます。作業道は林道と一体となりまして、森林整備の推進を図るため一般車両の通行は想定をされず、通常、森林所有者や事業者によって整備をされまして、維持管理が行われている状況でございます。

当作業道は総延長 7,152 メートル、道路幅員 3.6 メートルで、林業規定に定めます自動車道 3 級に準じて整備がなされております。

議員ご質問のとおり、災害時における山間部の迂回路としましては、孤立解消のためにも必要かとは存じませんが、町道に認定をして補助事業により整備するとなりますと、道路構造令に基づきまして幅員や曲線半径、縦断こう配等大幅な改良となりまして、多額の事業費が必要となります。現在、中山間地域の道路改良としましては、社会資本整備総合交付金事業を活用致しまして、町道湊川線および町道馬荷線、町道大井川馬荷線を実施をしております、現在の財政的に当分の間、当作業道の整備につきましては困難な状況となっております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

財政的に非常に厳しいことは承知してあります。いろんな所、社会資本整備とかそんながでやっておりますので。

今すぐとは言いませんが、地震もいつ来るやら分かりませんが、順番的にですね何かの形でこう計画の中にも将来はめていただくという方法はできないかなと。

どうしてもいかない場合には、まあ林道ですかね。林道規格で造っておると思いますので、まず林道として整備しながら町道に適用できるような、こう配角とかですねカーブとか、そういうのを整備していただくとかいう方法もあると思いますが。

林道の方の昇格というのは難しいですか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

先ほど森田課長の方からありましたように、高知県森林整備加速化事業で基幹作業道として整備をしております。整備水準にしましては、自動車道 3 級または林道規定、これに沿って整備をしております。ただ、本事

業、森林整備加速化事業を活用しておりますので、現在それに伴う補助金が入っております。その補助金が転用目的また費用効果、ならびにまたは補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律、そのあたりをまた考えていかないといけないと思っております。

なお、林道への昇格になりますと、先ほど言いました林道規格、曲線半径、また縦断勾配。その規格が林道規格に合ってるかどうか、あらためて設計書、その他図面を見ながらですね再度確認をする必要があると考えております。

また併せて、整備に必要な財源、それもまた併せて考えていかないといけないと考えておりますので、今後、設計書また高知県との協議を重ねながら考えていくべきと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

これもまあ一挙にいくとは思ってません。思うてませんが、やはり林道規格で造っておるということですので、それに準じた形になっておると思います。

それから他の目的に使うがじゃなくて、やっぱり林道としての目的でやればですね、特に問題がないがじゃないかなと思いますし。その付近はすぐにやれとかいうがじゃなくてですね、住民の人らにやっぱり安心感与えるためにも、将来そう方向で検討しゅうとかですね、整備していくと。ほんで林道になってある程度整備して、まあそのときゆとりがあればですね、その町道にしていくとかいうことも考えられると思うんですが。

全然そのほかの作業道とは若干違う構造で出来上がってますので、有効に活用しない手はないと思うんですよ。その付近を含めて今後検討していただけますかね。すぐにとかいうわけじゃなくて長期的な考え方として、そういう作業道であってもですね、林道規格で造っていた道については他のところにもあればですね、それも含めてやはり林道非常に少ないですので、黒潮町。山がある割には。そういうことを整備していただく。

ほんでそれためには経費も要ると思いますので、単にすぐにとかいうことはできないと思うんですが、長期的に見たときにその突破口にひとつこの道を使っていただくといえますか、そういう方向性を見いだすことはできませんか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

あらためてお答えします。

なお、先ほど重複しますが、設計書また現場とその林道規格、そこを合わせてみないとですね、はっきりしたお答えができませんが。あらためて幡東森林組合からですね設計書等をまた見せていただいて、また藤本議員が言われるように今後林道に昇格できないか、その部分をまた考えていきたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それではよろしくをお願いします。

次に、情報基盤のことについてお伺いします。

まず1点目はですね、朝日放送の再送信が開始まで4カ月を切って、今日で確かもう108日ぐらい、4月になるにはぐらいになったと思うんですが。どのような計画で加入促進を図るのでしょうか。

加入促進のために加入料の無料化も来年の3月末で期限が来ると思いますが、効果的に促進するためにも延長を考えておられるのでしょうか。

計画をお示ししていただけたらと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問、情報基盤についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目にご質問いただいております区域外放送実施に伴う加入促進に関するご質問についてお答えしたいと思います。

現在のところ、まだ具体的な加入促進の方法の中身の詳細については決まっておられません。放送開始月の前月の広報誌での紹介とか、それから告知放送での周知、行政区ごとの回覧文書など、通常の方法も当然考えております。そして、放送スタート以降にも町内事業所での入会案内、申込書の設置など、これまで以上に工夫を凝らしてきめ細かい加入促進を行っていきたいと思っております。

ご質問にありました加入料無料の延長につきましても、ご意見いただきまして今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

せっかく4月から放送開始になりますので、やっぱり開始した後じゃなくてですね、開始する前、数カ月前からですねやはりこのPRをどんどんしていただいて、始まると同時に加入したいという人も出てくると思うんですよ。やはりそのことについて告知端末以外もですね、やはりパンフレットでも作るなり、あるいはIWKでも放送するなりですね、そのことをやはり進めていかんと。

先ほどのふるさと納税じゃないですけども、やはりその進めることによって加入量も上がってくると思うんです。近くなってするじゃなくて、もう既にそのめどが立っておるようなんです。それまでにですね、やはりもう4月からもし始まったらすね、見れるような状態にしたい人もおるかも分かりません。だからその付近を早めに計画をしてですね、各集落へ流すなり、いろんな方法を使うてですねPRしていかんと加入促進にはつながらないと思います。後でも人の話で噂を聞きながらですね加入していく方もたくさんおられると思うんですけども。やはりちょっとでも早く加入していただくことによって経費も町に落ちてきますので、そのことはやっぱり早めに考えるべきじゃないかなと思いますが。そういう具体的な計画を示してほしかったわけです。

もし、ないいうのであればですね、早くやはり作っていくべきではないかと思いますが、それはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど藤本議員もご質問の中でおっしゃられたように、めどがついておる状況でございまして、まだ確定はされてないんですね。それでそういう実務的な交渉を進めておって、そのめどがついているという答弁を今まで繰り返してきたわけですけど。当然加入促進につきましても、めどでなくてはっきりした状況が表ればです

ね、明確な加入促進の行動計画を実行していく段階になろうかと思います。

現在のところは、先ほど答弁しましたとおり具体的な詳細についてはまだ決まってないという状況でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

前回のときにもですね話しましたように、やはりそのめどが決まったら早めに動いていくことは大事なことなんです。いつまでもめどめどめどめどいってもいきませんので。早めにやっぱり計画は作ってですね、そのゴーサインが出たらすっとできるような計画書を作っていくということが大事、そのことを言いようがです。

今なってまた元へもんでくるということとなってくると私も非常に残念なのですが。まあ一応めどという形であってもですね、ある一定、もうそれを町としては決めておるわけですので。決めておる以上は、その方向性は。今、僕もすっとやるというわけにはいかんでもですね、そういう計画性をやっぱり作っておくということが大事やと思うんです。増やすためには、

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

可能な限りの早い加入促進の計画は進めていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり加入促進するためにこれを活用するというのであれば、やはり早めにするということが大事だと思います。まあ答弁できないこともあろうかと思いますが、準備されておることも信じておりますけども。やはりここをですね大事にせんといかんと思えます。それは終わります。取りあえず担当を含め一生懸命頑張っておられると思えますので。

それから、めどの方もいつまでもめどを待ちよつたらいきませんので、早めにめどをつけんと、すつと言うたちなかなか難しいです。もうそろそろいいんじゃないかなとは思いますが。ぜひその付近も含めてですね、考えていただきたいと思えます。

次に、2 番に移ります。インターネットの加入促進も同じく図らなくてはいけないんですが、現在では誰もが使用したい時間帯に回線が切断しているのではないだろうと思うぐらい遅くなります。この状態を解決せずに加入促進はできないと考えておりますが、対策は考えておられるのでしょうか。

早朝とか平日は比較的安定しておりますが、金、土、日の祝日は特にひどいわけでした。日曜日に政府のビデオにアクセスしましたが、コマ送りどころかしばらく止まっています。6 日の日曜日の 21 時 41 分には、100 メガとしたら 73 分の 1 になってしまして 1.37 メガ。ちなみに、上りは 96 で大体安定しておるようです。ギャランティ型ではなく 100 メガのベストエフォートだとしてもですね、少しひどすぎます。100 分の 1 以下になるときもあります。担当にこの付近も伺いますと、契約者からも苦情が結構来てるということですので、今後ともその加入促進をするためにもですね、この付近の対応は必要だと思うんです。

その付近はどのように考えておられるでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは情報基盤事業の質問の2点目、インターネット加入促進対策に関するご質問についてお答えしたいと思います。

昨年の夏ごろから、インターネットの使用状況はこれまでの上昇幅を大きく超える使用状況になり、現在も使用量は大変大きく増えております。この原因はインターネット加入者の増加によるところもありますけれど、それ以上に一契約者当たりの情報通信使用量が数年前とは比較にならないほど増えており、ご家庭でのインターネット使用内容が変化してきていることが原因でございます。これは当町に限らず、使用状況は今後ますます増え続けていくことが予想されており、これは回線の増速で対応していくほかはございません。

事業開始当初の説明では、料金の値上げはしないということをお約束してきましたけれど、加入者が増えているとはいえ、設備、維持、管理費用全体で見れば、毎年一般会計より繰り入れを行っており、限られた財源の中で現在の契約額を大きく上回ることなくその内容を高速化を求められている、大変難しい課題となっております。

現在はそれに対応すべく、上位プロバイダー契約に関する仕様の作成に着手しておりますけれど、新たな契約先を選定して新たなサービスとして提供するためには、今後約15カ月程度の期間が必要と見積もっております。限られた経費の中で快適にインターネットサービスをお使いいただける環境となりますよう、今後精いっぱい作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

言いようことはよう分かりますし。しかし、その通常の部分より見通しが悪かった言やあ、それまでの話ですけども。土、日等は、特に最近は情報の機器も増えてきて、各家庭でもスマホを、子どもら含めれば何台もあるというような状況になってきますとワイファイを利用しますんで、当然その付近は遅くなっていくことは十分分かります。

分かりますが、やはり初期の加入促進も含めてですね、やはり100メガあるので映像も従前になようなスピードでいくということを宣伝しながらやってきてますので、これは見通しが甘かったと言やあそれまでですけども。まあそれだけ活用していただけるいうことは大いに結構だと思いますので、町のいろんな面で、先ほどもふるさと納税の話もしましたけども、ネットの活用というのは今から先ますます多様化してくると思います。その付近にやはり、黒潮町はそういう情報の基盤の整備ができておるといことで移住の方にもやっぱり影響してくると思いますので。

実際に、その表向きは100メガであっても、実際に使っているのはその100分の1以下というようなときがあるとなるとですね、使いたいときに最低限の保障というまではできないと思うんですけども、ある一定の動画ぐらいのサイトは見れるぐらいのですね対応を今から考えていくべきだろうと思います。

先ほど言いましたように、課長が答弁あったようにですね、値段を上げることが難しいのであれば、別の方法を考える方法もあると思うんですよ。例えば、値段が多少高くてもですねある一定のスピードがほしいという方には、例えば、1ギガなら1ギガの、今もう流行になってきていますが、1ギガの契約の枠を作ってですね、

そちらの方を若干高い目にですねやっていくというような方向も、経費を集める方としては。まあ今の100メガは上げれないとしてもですね、そういう方向で上げていくと。まあNTTに対して、どこに対して、そういう形で現在やっておられるようですので。そういうことも考えながらやっていただくということはできませんすかね。

隣の町でも、30メガの契約の部分で同じ時間帯にちょっと確かめてみましたけども、結構動いています。黒潮の100メガよりか速くいってますんで。

それから、町内の交流人口を増やすためにもフリーのワイファイなども今後は、やっぱりよその町村がやりようみたいに公園とかそんな所には設置していく必要が今後は出てくると思うんですよ。そうしたときにこの状態ではですね対応できないと思いますので、その付近はどんなものでしょかね。

今の状態で金額を上げることはできないとしてもですね、別の方法として、そういうスピードを求める人たちにはある一定負担していただくという方法も考えられるんじゃないですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆるドランジットの量の問題のことなんですけれど。通信量が増えている原因は、藤本議員もご理解いただいているとおり、動画をはじめとする利用の形態が非常に変わってきた。これは見通しが甘いと言われれば甘いかもしれませんが、現在の実際はですねベストエフォートとあって、最大で100メガ、場合によってはその以下になるというふうな契約で進んできたのも、そういうふうな将来性が想定されたこともあってのことです。それでもまだ見通しが甘いじゃないかと言われるとそうかもしれませんけれど。

この状況を費用を増やさずに利用環境を落とさないという状況はですねかなりハードルが高くて、これはどの通信事業者も悩んでいる課題でございます。特に、うちのように利用者が非常に少ない運営形態においては非常に難しい課題でございますけれど。先ほど回答致しましたように、上位プロバイダーとの契約ですね、この契約の状況をもう少し整備して、費用を上げず、そして通信環境はよりいいもの、それができないかというふうなことをまず現在は検討しております。

それから、ほかの契約の差ですね。より速い契約をする方、そして遅い契約でいい方。振り分けのことにつきましては、平成25年6月の議会でも藤本議員からも同様のようなご質問をいただいたわけでございますけれど。そうする場合、やはり設備投資が必要。そして通信事業の事務の煩雑さも増えてきますので、そういう課題はありますけれど、より良い環境ができないものか、上位プロバイダーとの契約の仕様の見直しと同時にですね、そのことも今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

現状の型の中でできるだけ改良を含めですね、努力されていることはよく分かります。

先ほど言いましたように、ベストエフォートというのはどうも最近品質を保証しないということの代名詞に使われておりますが。元々は最善を尽くすと。尽くすけども、やむを得ないと。完全に保証しないというのが始まりながですよ。ギャランティ型というのはもう当然品質保証ですので、インターネットとかそういうものについてはベストエフォートの方が主流ですので。やっぱり最善を尽くすということは大事だと思います。当時、

契約した方、最初から契約されてる方にとってみればですね、許容範囲をもう既に通り過ぎちゅうがやないかなと思うぐらい遅い状況が続いていますので。この対策は今言いよったように上位プロバイダーとの話もあるようですので、経費を掛けずにやれる方法があればそれに越したことはありません。けど、経費を掛けるとしたらですね、その経費を掛ける分を応分に負担するような方法でも何とか改良ができないかなと思ってますので、それは今後の検討課題として対応していただきたいと思います。

前に言ったのは、それから30メガの付近はできんかなあいうて、逆に遅いがはできんだろうかという話をしたことであって。今度のは、逆に速いことをそれだけ希望する住民がおってですね、苦情がそれだけ挙がってきておるとすればですね、そういう早変えについては経費が掛りますよというくらいのことができると思いますので、それも含めですね対応を願いたいと思います。

次に、行政人事についてお伺いします。

男女共同参画を推進すべき黒潮町には女性管理職が合併時にはいましたが、今はいません。国の閣僚も女性を抜擢しているときに恥ずかしくはないでしょうか。

また、本年成立した時限立法でもあります、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。略称は女性活躍推進法も施行され、行動計画の策定が来年4月1日までになっております。改善すべき事情の分析項目では、女性の採用率比、勤続年数、男女差、労働時間の状況、女性の管理職の比率などが分析せないかんことになっておると思います。そのことを踏まえてですね、行動計画が必要です。2011年に同じような質問をしましたが、植田副町長の答弁では検討しているような話であったと思いますが、4年たっても不在が続いています。来年は管理職の退職者もおられるようですので、行動計画にゼロということにならないように、次期人事異動で対応する考えはありませんでしょうか。

2015年の4月の県民生活男女共同参画課によるデータを見ますと、県内の市町村では管理職が709人、うち女性が109人、15.4パーセント。前に質問した2011年は11.6パーセントでした。1位は馬路村で50パーセント。2位は香南市で42.5パーセント。3位が日高村で35.3パーセント。4位が東洋町で30パーセント。5位は須崎市、奈半利町、土佐町で25パーセントになってます。黒潮町でも2007年までは女性管理職がいましたが、その後本当に採用のさの字もございませんので、不在のままです。不在になってから6年たちます。職員も196名のうち96名が女性です。高知県下の平均で考えたとしてもですね、2人以上おるのが普通だと考えますが、どうでしょうか。

日本はGGI、ジェンダー・ギャップ指数というのがあるようですが、それでも0.670と、1になったら一番いいわけですけども、0.670ということで145カ国中101位、先進国では最低です。その中のまだ高知県内の黒潮町管理職はゼロで、全く最低となっています。県内の市町村では芸西、大豊、越知、大月、三原ですので、ゼロの所は。本当、類似団体でも最低だろうと思いますが。どういうふうに考えて今後対応されるのか。特にこのことは副町長にお伺いしたらいいかと思いますが。

よろしくお願ひします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは藤本議員の一般質問の、女性の管理職登用につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

藤本議員の言われるとおり、課長職相当の管理職には女性がいない状況でございます。町としましても、先ほど藤本議員が言われた女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画というのがございます。その行動計画を今後策定していくこととしております。女性の占める割合の状況把握、そし

て課題分析から数値目標を含む行動計画を策定することとなっておりますので、その策定協議の中で、管理職登用につきましても検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

この4月まで出す計画で考えるということですけども。

前向きに考えられるんですかね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

管理職登用につきまして、基本的には女性だからというようなことではなく、管理職としての資質を備えた方を登用したいというふうに考えてございます。

現在、保育士、校務員、調理員等を除くですね一般事務職員 141 人に対しまして、女性職員は 48 人で 33 パーセントおります。約 3 分の 1 が女性ということになってございます。課長職相当の管理職には女性はおりませんが、課長補佐職で 33 パーセント、係長職では 42 パーセントということになってございます。

今後、登用する機会はだんだん増えてくるというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

採用試験のときには特に男女差なしに採用していくわけですので。その後、やっぱりもし対象者がおらないとすればですね、それは黒潮町の人事行政上問題があることになります。育ててないということですので。あるいは育てないということですので。おらないとすればですよ。これぐらい 14 人ですかね、おるわけですので。せめて今言いよったように 3 分の 1 の人数がおれば、3 分の 1 ぐらいおって当たり前なですよ。よその町村にできておって黒潮町ができないことはないはずですので。そのことは 4 月のその報告書にきちっと書けるように。人事ですのでこちらがそのところ言えませんが、数的な問題としておかしいと思います。やはりそれは町が考えるべきことですので。もしおらないとしたら、育ててないところが悪いがです。育ててないことが。それをぜひ肝に銘じてですね、今度報告書も含めて 4 月 1 日を楽しみにしております。

多分黒潮町のジェンダー・ギャップやったら本当にもっと下になると思います。だから、そのことを頭の中にはめてですね考えてほしいと思います。

次に移ります。

今 IC チップを使ってですね、出勤状況を 4 月から電子管理をしておりますけども。その状況とデータの活用についてお伺いします。

まず、出勤、退庁の時間と時間外、決裁済みですが、その差はどれぐらいあるのかということですが。

それから、月に 100 時間を超す時間外はどれだけあるのか。100 時間を超えた職員の健康管理は産業医と連携すべきことになっておると思うんですが、それはきちっと連携されておるのかということですが。

それともう 1 点は、平成 27 年の 12 月、つまり今月から施行のストレスチェック制度というのがあります。過重労働も含め定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのスト

レスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し職場環境の改善につなげるという取り組みですが、いつやりますでしょうか。ストレス等で現在4、5人が休暇を取っているようですが、このデータを分析し、どう活用していくのでしょうか。

お伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の4番目、人事行政についてのカッコ2、出勤状況を4月から電子管理をしているが、その状況とデータの活用に関するということで、通告書に基づいてお答えを致します。

昨年度までの職員の出勤状況等の管理につきましては、ほとんどが紙ベースに印鑑を押捺することで、自己管理、自己申請が、出勤簿をはじめとして休暇申請や出張申請、あるいは時間外勤務処理など、勤務形態ごとにカルテのようなもので個人別に管理していたことで、年度末の集計時期を迎えると1年間の出勤状況等のまとめを行う際、日々の確認や修正依頼にも相当の労働時間が費やされ、事務効率の改善が望まれていました。

また、早くから出勤状況を正確に把握するため、タイムカードの導入も検討してございましたけれども、それによりまして出勤簿が個人別のタイムカードに変化するだけで、抜本的な事務効率の改善には至らないことから、すべての業務形態が把握できる電子決裁システムの導入を検討してございまして、平成27年4月1日から運用を開始致しました。

このことによりまして、出勤簿をはじめとする紙ベースのカルテが不必要になりまして、課別に存在していた帳簿類も一掃され、出勤状況等の管理につきましてもひと月ごとに精査が可能となりまして、事務効率の向上はもとより、統一した事務管理での確性が図られているところでございます。

また、管理職のデスクでは、関係する職員の仕事状況も把握できますので、職員の健康管理を確保する観点と事務効率の改善等にデータを活用してまいりたいと考えてございます。

そして、電子管理業務のメニューでございましてけれども、現在、出勤簿の管理、そして申請照会、休暇管理、休暇申請、出産育児休暇、病気休暇管理、時間外勤務管理の7項目を管理してございます。100時間を超える勤務時間ということでございましてけれども、このシステムの目的が統計ではなくて、日々の業務管理に活用してございまして、その数値等の把握には少々時間を要することとなっております。

そして、ストレスチェックのことのご質問がございました。このことに関しては、産業医も含め、また心理療法士のカウンセラーも雇用してございまして、これまで14回の実施をしてございます。長期に病気休暇を取得している職員の上司に対するケアも必要でございまして、上司や管理職のカウンセリングも進めなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

データの的には出てきておるようです。

この1番目に言いました、出勤、退庁の時間と、当然その時間外の決裁を得ちょうデータとの差。これがですね。なぜこのことを聞くかといいますと、課長の決裁を得て時間外をしゅう職員と、それから、決裁を得ないのに庁舎に残って、仲間が仕事しゅうから残っちゃうとか、あるいはちょっと手伝いしゅうとかいう職員等がおると思うんです。まあよく聞きますと、同僚らあが仕事しようき妙に帰るわけにはいかなあいうて、中

におる職員もおるように聞きます。こういう方らには早く帰ってですね、やっぱり健康管理に努めてもらいたいわけですし。だから、全然ないということはないと思うんです。時間外出しちよつてもまあ退庁の時間遅れたりするところがおるとは思うんですけども、どれぐらいの差があるのかなど。データの的に。

そのことと、先ほど言いよった、厚生労働省から出ちゆうストレスチェックをですね踏まえながらやっぱり分析していかないといけないだろうと思いますので、その点を伺いゆうわけです。

まあ100時間を超す時間外というのは、多分税務課の課税のときに、前回はそうでしたけども。それを課長の方は承知してると思うんですが。前から言うように100時間超すと産業医との連携が必要になってくるわけですので、前にも指摘しておりますが、その付近はきちっとやっておられるんですかね。

27年12月1日から施行のストレスチェックはいつごろやるのかということも尋ねたと思いますが、お願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

庁舎を退勤する時間と、そして時間外労働の時間差ということについてお答えを致します。

時間外の勤務した実績と、そして退庁する時間までの間に空白が見受けられる場合、管理職のデスクでそのことがチェックできるようになってございます。そういった事象を発見致しますと、管理職の方では職員からの聞き取りをして、業務であったか業務でなかった場合、またそれが続くようであれば、早く退庁を促すというふうなことの指示を出してございます。それが本来労働時間であれば、また時間外の修正といったことにもつなげて労働保障もしていきたいと思っております。

また、時間外は基本的にコスト増となっておりますので、庁舎経費の縮減はもとより、職員の健康管理のコントロールが不能になってまいりますので、できるだけ早く帰庁を促すようなことも管理職の方には指示徹底をしているところでございます。

一方、町長からの方も業務の管理、優先度を決めて今後取り組んでいくようなことも指示が出てございまして、現在のところ、標準財政規模の2.5倍の事業量をこなしている状況でございます。こういった大型プロジェクトが一定整理付けば、その後にもまた職員の人員にも余裕が出てまいりまして、それなりに時間も少なくなるのではないかと考えているところでございます。

それから、ストレスチェックのことでございますけど。こういった電子システムを活用して管理職の方で職員の時間数等も把握しながら、職員一人一人に面談を行いながら、その改善方法等もお聞きをして努めているところでございます。これまで面談ということはあまり取っていなかった場合もありますので、管理職の聞き取り、あるいはカウンセラーへの利用の促進といった働き掛けをやっているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほど再質問したつもりですけども、時間外と退勤のときの時間との差はどれぐらいあるか。

個人個人に言いゆうわけじゃなくてトータル的にこれ、かちつとじゃなくても何時間ぐらいあるとかいう答えはほしいと思います。それが決して仕事しよったとかいうわけじゃなくて、退庁の時間と時間外との差、どれぐらいあるのかなど。

なぜこれを私が聞くかといいますと、前に質問したときにはですね、サービス残業がないという答弁をいただいておりますので、それがサービス残業でないとすればですね何なのかなと。そこにおらないかん理由があつておるのであればいいわけですが、そうじゃなくてサービス残業とも言えず時間外も出せずにおつて、そこでもし苦しんでおる職員がおつたらですね、非常に今後のためにならないと思いますので、そのことを聞きようがです。

それから、先ほど税務課長の方にちらつと言うたんですが、一番多いのは前回は税務課でしたので、その100時間を超す職員に対しての対応をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは再質問にお答えを致します。

退庁時間と時間外勤務の空白ということでございますけれども、時々のイレギュラーといったことで認識してございまして、常に空白があるといった状況は把握してございませぬ。その時々に応じて、もしが出た場合にはなぜかといったことを事情聴取をしているところでございまして。具体的に何時間ということがあるのかといえ、ほとんどがイレギュラーといったところで認識してございまして。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

税務課長、あつたら。

議長（矢野昭三君）

答弁漏れ。お願いします。

税務課長（川村一秋君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

税務課ではですね、ほぼ毎年のように、課税時期には100時間を超える時間外をお願いをして業務に当たっております。

100時間を超えた場合とのですね、ちょっと今のところですね産業医の対応ということがちょっとできてないような状況でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今、総務課長の答弁ではほとんどないと。あるとすればエラーの分だけだということに伺いましたが、そのとおりでいいんですかね。

ということは、時間外と退庁の時間との差というのはほとんどないということになってくれば、スムーズに管理されておるし、あとは時間外の決裁の中で、何言いますかね、健康管理も含めて考えていったらいいわけですが、まあ通常の2.5倍も業務量があるということであればですね、マンパワーの不足もあると思うんです。それがあつたら、そのところに一時的であつたとしてもやっぱり職員の対応はしていかなと、職員は時間がない、マンパワーが足らんマンパワーが足らんといういろんなことが、町民の要望やそんなところ

が廃っていきようとするればですね、それはやっぱり外出しするなり、いろんな方法で。職員を雇わないとすればそういう方法でやるし。それから職員の採用もですね、何言いますかね、年齢差をつけて。例えば社会人の採用とかですね、そういう形で年齢差をつけていけば、今後のその人事管理の上でもうまくいくんじゃないかなと思います。

それから、100時間を超えるときには確か産業医の意見も聞かないかんことになっちゃったと思いますので、その付近はせっかく産業医も黒潮町今度は指定していただいておりますので、ご相談されるべきだろうと思います。

その2点について。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

藤本議員の時間外と退勤時間の差でございますけども。実際には個別にですね、かなりの個別のケースがありまして、出張からも遅く退勤をしたりですね、個別をいちいちこう拾うのが作業がかなりの手間を掛かることになってございます。今のシステム上ですね、全体的に時間外の差と退勤の差をですね比較するには、個人個人をかなり拾うていかないかん作業がありますので、なかなか出しにくいというのが現状でございます。実際にはですね、差がないわけではなくって、差があるというふうに考えてございます。

藤本議員が心配されているのがサービス残業というふうに思います。それにつきましては、課長の方もお話ししましたが、一応個人面談的なことをですね今年からやるようにもなっております。そのあたりでストレスチェックとかですねということも判断をしていきたいというふうに思っております。

それと、税務課と100時間超える産業医の診断ですけども。課長の方でありました産業医といわれる部分につきましては、心理療法士さんのことも始めましたので、そういうことで重ねて対応していきたいというふうにも思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

やっぱり職員は本当に財産ながですよ、黒潮町の。やはり職員のその健康を守っていかないと、住民の方たちが要望されておる事業がこなせなくなってくると思うんです。確かに2.5倍もあるにしてもですね、それはそれなりにやっぱり対応せんと、小さい機械で大きな仕事をやったらもう焼け付くんですよ。機械であっても。人間は機械じゃありませんので。その付近はやっぱりメンタルヘルスの部分をですね重視しながら今から先やっていかないと、故障して、人間は故障したらですねなかなか元へもってくるに時間がかかるがですよ。ましてや、そのことによって家庭やそんなところもいろんな弊害を及ぼしてきますので。このことはやっぱり、その管理監督する側としてはですねきちっと把握していくべきであると思います。

それから、副町長が今言いよった数的データというのはこのICチップの分が出てきてますので、その連動するプログラムぐらいはですね一緒にやっておかないと難しいと思いますし、もしそれがまだ構えていないのであれば、エクセルあたりでその数字を移行できるようにすれば、それほど難しい問題じゃなくて時間外等いちいち拾わいでもですね、データとして出てきておる分を打ち込めばいいわけですので、それぐらいのことはできるんじゃないですかね。

今から先、その言いよった厚生労働省のストレスチェックしていくには、そういうことがないと判断材料にはならないと思いますので、再度そのことについて伺います。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

時間外の時間と退勤の時間の差は各個人個人というふうになるというふうには先ほどお答えしました。全体的な集計がなかなか難しいということにして、各課長がですねそのあたりの状況は面談等にもよって把握をですね、早う退勤をさすとかそういうふうな状況に指示をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

まあ、いろいろとせっかくそのシステムをはめてますので、健康管理、それからできるだけ効率よく仕事をさせていただくためにもですね、ぜひその IC チップのその出勤状況のデータというのは非常に重要やと思いますし、今後はそのストレスチェックも踏まえてですね健康管理を十分やっていただいて、職員が健康で働いていただけるように。財産ですので。財産を守る責任は総務課長含め副町長にあると思いますので。町長もあると思いますので。ぜひそのことをよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 58 分

再 開 13 時 30 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

失礼します。

午前中の藤本議員のふるさと納税に係る一般質問で、答弁し切れていなかった部分について答弁させていただきます。

ふるさと納税の返礼品の品数についてでございます。現在、34 品目で運用中でございます。

そして規則についてですけれども、改正中とご答弁差し上げましたけれども、取り扱い要綱の一部を改正して運用中でございますので、訂正してご答弁に代えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで総務課長の発言を終わります。

次の質問者、中島一郎君。

8 番 (中島一郎君)

それでは議長のお許しをいただきましたので、今回私は3問につきましてご質問をさせていただきます。

まず初めに、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

黒潮においても、地域経済の縮小と人口減少による負の連鎖を克服するために、国、県の動向を踏まえ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について、12月7日の議員全員協議会の場で報告がされました。

現在の人口約1万2,000人が2040年に約6,700人まで減少する見込みであることから、人口の将来像を展望して2060年に6,800人を維持する方向を見出すものです。

このため、減少克服、地方創生の目標を達成するために、平成27年度を初年度として今後5カ年の具体的な目標や施策がまとめられています。また、地域特性を踏まえて新たな分野における雇用の創出や地域活性化につながるため総合戦略であり、将来にわたって持続可能な地域を目指した地方創生に取り組み推進することが基本姿勢となっています。

基本的な考え方として、1に人口減少の克服。2に人材の育成、確保、黒潮の将来を担う人づくり。3に、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立。4に最大津波高日本一厳しい町から日本一の地域力を発信。その下にですね、4つの基本目標がありまして、1に地産外消による安定した雇用を創出する。2に新しい人の流れをつくる。3に若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる。4に時代に合った地域づくり。安心、暮らしを守るとともに地域を連携する。この1の、地産外消による安定した雇用を創出すると、この分野に農業、林業、水産業、商工業、観光の振興が記述されています。

ここからが本題であります。私は6月、9月議会の一般質問において水産業の振興や移住者対策などについて質問をしてきましたが、このときの執行部からの答弁は、今回の黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略において、10月末をめどに公表するので今しばらく時間をいただきたいということでありました。また、4月26日の黒潮議会議員選挙の立候補に際して、私のスローガンは黒潮の未来づくりのために、まち・ひと・しごとづくりを一つのテーマとして掲げていました。

今回の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については大変関心を持ち期待をしているところであります。このことから質問においては、きめ細かく質問する場合がありますので、その点よろしくお願いをします。

産業振興分野における振興策の取り組みについて質問を致しますが、この計画は先ほども申したように平成27年度から平成31年度の5カ年となっています。黒潮として他の市町村と比較した場合、どのような特色のある施策や提案がなされているのか。一番先にこのことに期待をしているところであります。既に各担当課は平成28年度当初予算の要求書を11月末ごろに編成していると思われませんが、その中にこの総合戦略を重要視した形で予算要求がなされているのか。そして今後の行政執行において、職員が総合戦略を基本方針とした位置付けの認識を持ち推進しなければ、所期の目的は達成できないと考えております。

このことから、共有することが大変重要になってくるわけですが、まずはこのことについての質問を致します。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは中島議員の一般質問、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてのカッコ1、水産業の振興についての施策について、通告書に基づいてお答えを致します。

黒潮町の総合戦略は10月末をめどに、まず骨子となる草案を策定し、それを策定委員会にお諮りしてご意見

を伺い、加筆修正等を行った原案を基に、平成28年1月末をめどに完成品を策定するスケジュールで取り組んでいます。

先ごろ、10月29日に開催した第2回策定委員会では、ご提案した草案に対して委員からさまざまなご指摘をいただきましたので、それらの意見を反映させた内容で修正を加え、より充実した内容での総合戦略を策定中でございます。

一方、国の平成26年度補正予算で交付決定された地方創生先行型は、総合戦略の策定業務と同時進行で実施されてございまして、水産業の振興では、町の主要産業である漁業の振興施策を行うことで、漁家の所得の向上と雇用の創出につなげ、地域の活性化を図る目的で、平成27年度の地方創生先行型の上乗せ交付対象事業に位置付けて実施中でございます。

その主な事業は、内需の活性および拡大ならびに資源確保の観点から、漁業生産量を維持、拡大するため、沿岸域に各魚礁の設置による漁場造成および有望種苗を放流し、操業経費の抑制と漁業者の操業機会の増加による水揚量の増加を図るとともに、漁業者の所得向上を目指し、水産業の振興と地域経済の活性化を図る取り組みを強化する目的で取り組んでいます。具体的な事業と致しましては、資源管理型漁業推進事業として、漁協が実施する種苗放流事業に対する補助を計上してございます。

また、売上向上の観点からは、カツオ一本釣り漁船による町内漁協へのさらなる水揚誘致を促進するため、新たな活餌担当職員を雇用して、漁協を軸としたカツオ活餌買い回し事業の実施体制をより強化し、水揚量の増加に伴う地域経済の活性化を図る目的で取り組んでいまして、具体的な事業と致しましては、カツオ水揚げ促進にかんして、高知県西部のカツオ活餌供給基地としての体制強化のための補助を計上しているところでございます。

次に、策定中の総合戦略の中での水産業の振興は、就業支援および担い手づくりの観点から、新規漁業従事者の育成を行うために新規就業時における初期費用の負担を軽減することにより、新規就業者の促進、育成を図る目的で、具体的な事業と致しましては、新規就業者支援事業による漁業就業者の育成確保を計画してございます。

さらに、再開を予定している定置網漁業については、漁協による雇用予定の新規漁業従事者の費用を支援し、漁業従事者の育成を図るとともに水揚増加による関連地域産業への活性化を図る目的で、その具体的な事業と致しましては、新規漁業就労者創出事業により、定置網漁業の再開を計画しています。

また、設備投資への助成による低コスト化および魚価安定化の観点から、水産施設の改修を行い、漁業経営の支援を行うことで、漁協の作業効率と経費の削減を図る目的で、その具体的な事業としては、水産施設の老朽化および衛生管理型化対策を計画しています。

さらに、磯焼けによる枯渇した沿岸域の藻場の再生を目指し、藻食魚類の駆除を通して沿岸漁場環境を改善し、沿岸漁業者の水揚量の安定化を図る目的で、その具体的な事業と致しましては、漁礁設置事業や水産多面的機能発揮対策事業等を計画しています。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長の方からきめ細かく回答をいただいたわけですが、それぞれの分野について私も一通り自分なりの見解を示しておりますので、それについてご質問をさせていただきたいと思っております。

水産業の振興についての施策でございますけれども、今課長からありましたように、具体的施策として就業

支援および担い手づくり、その中にですね、漁業就業者の育成確保と定置網漁業の再開と。ここでよく出る項目が、重要業績評価指数、KPI。これは目標達成度合いだと思いますが。新規漁業従事者の数の増加を平成 31 年に 6 人以上、まあ平成 26 年の実績は 1 人でございますが。これを見たときにですね、現在の県、町の新規就労の施策、補助事業だけでは育成につながっていないのが現状であります。研修期間として 1、2 年間、対象者が 65 歳未満で、研修手当を月額 15 万円で年間 180 万、それから受け入れ先に月額 5 万円で年間 60 万円を出しているわけですが。今のままでは新規の漁業従事者はなかなかいない状態が続いているわけですが、何か新しい施策を展開してですね、地域の関係団体と連携を持った組織づくりによる方策も考えるべきではないか。

今回、定置網漁業の再開による新規漁業就労創出事業は新しい取り組みと思われませんが、この内容はどのようなものか。新規就業者を増やすには沿岸漁業や定置網漁業への従事者、そして 19 トンや大型カツオ漁船の船員確保など、漁法によって異なってくると思うが、どのような方法でこの 4 年間の取り組みを計画されているのか。その中で、減少傾向にある 19 トンや大型カツオ漁船の役職員、これは幹部職員でございますが、船長、航海士、機関士などの免除資格者等の人材育成にも取り組み、何らかの支援策を考えるべきではないかということ。

相当の覚悟を持った取り組みをしていかないと、目標達成度合いの KPI、平成 31 年に 6 人以上は困難となってくると思います。このへんについて、もう一度質問をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

水産業の活性化につきましては、私はとにかく漁師さんが沖に出なければ仕事にはならないと、そのことを念頭に置いて考えています。担当課としましては、沖に出るための施策を実施することにより、新規就業者の確保はもとより、例えば、70 歳でもし現役の漁業者さんが引退される考えであれば、この方が今後 5 年でも 10 年でも漁業に携わって、そこで漁業生計が営まれるということが重要だと考えております。

その中で、今回の総合戦略になってきますが、先ほどの就業者支援および担い手づくり、2 点目としまして設備投資の助成に係る低コスト化、3 点目、内需の活性および拡大ならびに資源確保、4 点目、売り上げ向上の、大きく 4 つの施策で平成 31 年度に向けて、KPI としましては大きくは平成 26 年度水揚実績の 10 パーセント増とまた併せて、先ほど言いました 4 つの項目にはそれぞれの KPI を掲げて取り組んでいっています。

先ほどの新規就業支援および担い手づくりの新規就業者の分の KPI になりますが、6 名と掲げております。具体的な内容としましては、平成 28 年度に入野支所で 1 名の方が新規就業者の受け入れをする予定になっております。研修期間は 2 カ年を予定をしております。

また定置網漁業につきましては、黒潮町内には 2 つの 3 トンの定置網があります。その中で現在運営しています鈴地区、こちらにつきましてはまだ総合戦略には入れておりませんが、別事業で現在取り組んでいるところです。鈴地区におかれましては、高齢化が進んでいる集落で、地域経済を支えている漁業として現在維持をされています。このことを踏まえ、高知県と一体となりまして、国の水産総合研究センターと一緒になりまして、漁船漁業ビジネスモデル構築事業というものを現在提案をさせていただいてまして、今、水産総合研究センターの方から事業採択に向けての事前調査を行っているところです。これが事業採択になれば、操業の効率化、資源の有効利用、流通販売等そのことをもろもろ含めまして来年から 3 から 5 カ年計画で検証して、県内をはじめ他地域への波及効果を考えながら取り組んでいくということで考えております。

また、伊田地区におきましては、平成 20 年 6 月より事業者が撤退をしています。この定置網を事業継承そし

て支援を行い、定置網事業の再開を目指していく予定です。

また、カツオ船等の現在の就業されている方への資格等につきましては、全漁連から事前に応募等の問い合わせがあります。この旨につきましては、漁協ならびに事業者さんを通じて募集をしているところですが、一定の定員に達すれば黒潮町近辺、高知県内で講習会等をされるようになってますが、実際のところ数名の応募しかありませんので、高知県内でのこの免許等の講習会の開催には至っておりません。

なお、全漁連等併せてまたそういう試験、講習等の問い合わせがあれば、また情報を各関係機関に提案しながら町としても取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

きめ細かい活動をしていただいておりますので。漁師が沖へ出ないと商売にならんわけですので、いろいろな分野で今後も検討を重ねていただきたいと思います。

内需活性化および拡大ならびに資源確保という欄があるんですが。この中に、漁業生産量を維持確保するため、沿岸域に各魚礁の設置による漁場造成および有望種苗を放流し、操業経費の抑制と漁業者の操業機会の増加による水揚げ量の増加を図るとともに、漁業者の所得向上を目指し、水産業の振興、地域経済の活性化を図るための取り組みを強化すると。それで、具体的な事業として漁場環境の保全。ここに魚礁設置事業、そして有用魚種の放流で自然管理型漁業推進事業。そして、沿岸域の藻場の再生強化で水産多面的機能発揮対策と、この3つ掲げられております。

その中で魚礁設置事業でございますが、このことについて大変こう注目をしておるんですが、平成28年以降においてですね、今後この課題にどう取り組んでいるかということをちょっとお聞きしたいがです。

それと、ちょっと僕は気になるんですが、この魚礁の魚という字をどうもこのさんずいを付けて書いているんですが、平成26年度の業務報告書も、魚礁の漁にはさんずいがあります。それから、今回のこの総合戦略の中にもさんずいが付いておりますが、どうもこれは、さんずいなしの魚だと思っております。このへんはできたら統一をしていただきたい。僕は前の古い人間ですので今回調べてみますと、高知県の漁業振興課に聞いてみますと、どうも私の魚が正しいと思っておりますので、その点ひとつ今後注意していただければと思います。

そういうことで、28年度以降においてこの魚礁設置事業にどのような取り組みをしていくかということをご質問させていただきます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは総合戦略の3の、内需の活性および拡大ならびに資源確保対策の再質問についてお答えします。

前もって中島議員が言われました魚礁の魚という字は、さんずいのない魚ということですので、今後その字については注意をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは魚礁の設置の具体的内容ですが、現在私たちが考えているのは黒潮町沿岸域に対する投石。投石による沈設型魚礁、また、夏場に行われていますヨコワ採捕に向けた中層魚礁の設置を行っていくことを考えております。そうすることによって近場に漁場を形成すると。それによって漁業者の操業コストを抑えると。そういう考えで、沿岸域への投石、そしてヨコワ中層魚礁。この2つを現在考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

投石と中層魚礁を考えているというお話でございましたが。

6 月議会の質問の中でですね、高知県は平成 24 年ごろから佐賀統括支所の漁船等の協力を得て魚礁の効果調査を行い、一定のデータの集約が今年度、平成 27 年度で終了致しますが、その結果がまだ公表される段階まで至ってないのか。またそして、平成 28 年以降において魚礁設置事業について高知県がどのような対応をするのか注目しているところですが、このことによって黒潮の取り組みも必然的に見えてくると思うわけです。

今回の総合戦略の中にですね、魚礁設置について記述されておりまして、今、投石と中層魚礁という回答がありました。合併後 10 年を迎えるが、黒潮の漁区域内に本格的な魚礁設置が全く実施されてなく、年々水産物の水揚げ高は減少していると。漁業者の皆さんから強い要望があることは十分に承知していると思うが、このことへの危機感をもっと持つべきではないかということでございます。

例えば、先ほどもありましたけれども、一つの例であります、伊勢エビの 1 キログラム当たりの単価が例年まあ 3,500 円程度のものが、今年は 4,000 円から 5,000 円程度にアップしております。建網をやっている業者の方にとっては喜ばしいことであって、町内でも 30 人から 40 人の方が伊勢エビ漁に従事しております。このことから、中期的な計画を立てて漁場改良事業としてですね、投石の投入計画などを考えるべきではないかという考え方を持っておりましたが、まあ投石を考えていきたいというお話でしたので、大変期待をしているところです。

沿岸の漁業者の皆さんが期待を持ち励みになることが新規の就業者を生むことにもつながってきますので、期待感を持ち、発想の転換をして、新たなものへ取り組んでいただきたいというのがひとつの質問でございます。まあひとつよろしく願います。まあ回答いただきましたので、そういうことでよろしく願いたいと思います。

それから、有用魚種の放流についてということで、長年にわたり稚魚の放流事業が実施されてきていますが、平成 26 年度の実績では、イサギの種苗放流 2,000 匹で 64 万 8,000 円。ヒラメ種苗放流で、3 万尾で 199 万 4,800 円。ハマグリ種苗放流で、1,755 キログラムで 150 万円を実施して沿岸漁業の漁業資源確保に努めてきているが、この事業効果をですね、どのようにとらえているのか。検証はされているのか。

それから、今回有用魚種ということになっていますが、この位置付けはいいですか、新たな魚種の放流に取り組む計画があるのか、

このへんをひとつお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

有望種苗の放流につきましては、今、中島議員が言われましたイサギ、ヒラメ、ハマグリ等を種苗を放流してきております。

この事業効果につきましてはですが、禁漁区を設定しております。禁漁期間もまた 3 年間と設定しておりますので、まだ現在禁漁期間ということになっております。

なお、ヒラメにつきましては、小型底びき網漁業、そちらをメインとしておりますが、大変すいませんが、その漁獲量については現在把握しておりません。ちょっと、現段階ではようお答えできません。

また、新たな有望種苗についての考えはあるかということですが、来年度、入野地区でサザエの種苗を考えております。こちらにつきましても漁業者と話しながら禁漁区を設定して対応していきたい。また、放流方法につきましても一時蓄養してやるものか、そのまま放流するものか。そのあたりも水産試験場、また土佐清水漁業指導所、そして漁業組合、漁業者と。そういうふうな話を重ねながら、種苗の放流の仕方についても考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

有用魚種の放流ということで、サザエの種苗を放流するという。これは大変、禁漁区をつくってですねやるということですので、期待もしていきたいと思います。こういう新たな取り組みをぜひ今後も続けていってほしいと思っています。

今回もう一つご質問がありますが、売上向上ということで水揚げ誘致の強化。これは総務課長の方からも若干ありましたけども、回答が。平成26年3月に黒潮カツオ水揚げ促進対策協議会を、高知県、黒潮、高知県漁協、仲買人、漁業者や関係団体等で設立をしております。佐賀漁港におけるカツオ水揚げ促進に向けた課題や対策について協議し、地域の活性化を図ることが一つの目的であります。

この成果の目指すところは、1に、佐賀漁港へのカツオ水揚げの増加、2に漁業者の操業の効率化、3に関連産業への波及効果と雇用の促進となっております。平成28年度まで佐賀漁協において買い回し、活餌供給事業に取り組み、高知県漁協への検証を見据えた事業となっております。11月12日には土佐湾沖などの戻りカツオ漁に向けた活餌、これはカタクチイワシですが、約1,000杯が運搬されて活餌の供給地として販売事業を展開していますが。今後においてですね県、町、高知県漁協の連携強化や支援策が重要視されるところでございますが、平成25年度以降の経営計画や体制づくりはちゃんとできる見通しがあるのか。

このへんのことについてご質問をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

中島議員の、生産向上などのカツオ活餌事業についてお答えさせていただきます。

議員が言われますように、佐賀漁港へのカツオ水揚げ促進協議会、そちらを構成してございまして、その中でいかにして佐賀漁港へのカツオの水揚げを誘致図っていくかと、そういうことに取り組んでおります。その一つの施策としまして、カツオ活餌の買い回し事業に取り組んでおります。カツオ活餌買い回し事業につきましては、昨年10月より黒潮町活餌緊急対策協議会という組織を立ち上げまして、26、27、28の3カ年でこの協議会で取り組んでおります。で、漁協がメインとなっております、主な事業の運営、その他につきましては高知県漁協、佐賀統括支所で運営その他を行っておりますが、その後、29年以降の取り組みにつきましては、現在、販売体制の強化、そして活餌担当職員の雇用等を今回の成長戦略の中でも盛り込ませていただいております。引き続き、漁協と現在ある活餌供給対策協議会、こちらを機能をさせながら漁業者の意見、代表に活餌協議会の中にはカツオ船、19トンが販売対象となっておりますので、カツオ対策協議会の中の19トンの船主さんの意見も考えながら、そして、この協議会で29年度以降漁協が引き続き経営ができるような、そういうふうな取り組みをですね、この総合戦略も併せて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

販売体制の強化を図っていくということですので、ひとつその点お願いしたいと思います。

それでは続きまして、商工業の振興についての施策についてご質問をさせていただきます。

同じく 1 に、内需の活性化および拡大ならびに資源確保ということで、ここでも消費喚起の促進、これは商品券の発行事業でございますが、地域の消費喚起と地域住民の生活支援として、住民が町内で使用できる商品券を商工会が発行し、地域活性化、域内における消費拡大を図り、地域経済の活性化を促進すると。

今年度は国の事業として、地域内消費喚起事業補助金ということで販売総額 1 億 1,500 万円。それから販売金額がワンセット 1 万 2,500 円で、24 パーセントのプレミアム付きで 1 万 5,500 円で販売をしたわけですが。これは期限が平成 27 年の 12 月 31 日までとなっております。そういう状況下の中にあつて、来年度以降は従来の商品券の発行にもってくるわけですが。その中でこの KPI が、発行額が年間 2,800 万円ということになっているんですが。このへんは商工会との調整はされているのか。

もう一つは、この部分で一番この活性化および拡大を求めちよう部分でありますので、商品券の発行だけではちょっと物足りないという感じがします。

例えば、商工業と観光業との関連から考えてみると、黒潮が持つ地域資源を生かしたスポーツツーリズムの競争力を高め、今回、運動施設の整備。これは 12 月 18 日の高新へ記載されておりましたので、皆さんご存じでございますが。サッカー場が人工芝 2 面整備されるということで。総工費は約 5 億円程度なんです。そういう設備の充実が図られることになりました。

また、スポーツ観光と体験型観光との組み合わせによってはですね、いろいろな角度から黒潮への入り込み客数は増加傾向にあり、まだまだ期待ができます。ここで地域経済の環境を高めるためにはですね、中心地の市街化の役割や活性化によって外貨を稼ぐことにより、経済への波及効果も期待できます。このあたりの対応策はもちろん、大方国道 56 号の改良工事の完成後における町の姿や入野駅前広場の計画は平成 26 年の 3 月に見直しとなっておりますが、このへんの全体像を見据えた商工業の施策を検討するべきではないかというのが私の考え方でございますが。

このへんについてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは中島議員の、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてのカッコ 2、商工業の振興についての施策ということで、まず通告書に基づきまして私の方からご答弁させていただきます。

現在策定中の総合戦略での位置付けは、先ほどご答弁致しました水産業の振興と同じく、基本目標 1 の地産外商により安定した雇用を創出するという施策に含めてございまして、商工業の分野では、内需の活性および拡大の観点から、地場製品の売り込みなど市場開拓を図ることなどにより、商工業の振興を促進するとございます。

さらに、恵まれた資源を最大限活用した新たな産業を創造し、販路拡大に資する施策を展開するという基本的な方向を示してございます。

そして、具体的な施策と致しましては、2 つありまして、1 つ目は、内需活性および拡大ならびに資源確保という観点から、地域の消費喚起と地域住民の生活支援策として、住民が町内で使用できる商品券を商工会が発

行し、域内における消費拡大を図り、地域経済の活性化を促進するという目的で、平成27年度においては、地域消費喚起・生活支援型によるプレミアム商品券の発行で、先ごろ地域の皆さまにもご利用いただき、消費喚起の促進に寄与していただいたところでございます。

2つ目は、事業展開、経営に対する支援という観点から、町の産業の推進を効果的に実行するため、商品の企画および開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階にまで取り組み等を総合的に支援し、地産の強化を図り、もって雇用の場の確保につなげるという目的で、その具体的な事業と致しましては、黒潮町産業振興推進事業により、商品開発等への支援を地方創生先行型によって現在実施中でございます。

そして、次年度以降の支援と致しましては、新たに商工業における創業時、おおむね2年以内に創業する方や新規事業に取り組む方などの設備投資への新たな支援事業の検討などを計画してございます。

後段のご質問は、担当課よりお答えをさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の後段のご質問について、私の方でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、商品券販売額のことでございますけれども、この2,800万円というものは従来のプレミアム商品券のベース分に掛かる2,000万円と、それと、プレミアムがなしの部分の売り上げが年間約800万円ほどございますので、その合計額となっております。

そうしまして、商工会との協議ができていますかということでございますけれども、プレミアム商品券を発行しますと商工会の負担も当然発生してまいりますので、そのへんは協議しているものと認識しております。

続きまして、そのほかの事業との連携ということでございますけれども、この戦略の中には、商工の振興に関連した項目としましてそのほかに新産業の育成であったり、観光の振興、産業振興や地域振興に頑張る人材育成、町外の市場を開拓し外貨効果を図るといった、そういった項目もございまして。

そういったことで、これらの施策の中で第三セクターへの支援であったり、公益観光の機能強化やスポーツ観光の推進、また、人材育成機能の実施やふるさと寄付金の返礼品の充実など、商工の振興に深くかかわるものが数多くございます。これらにつきましても、地域にある資源を有効に活用し、産業の振興を図り、雇用を創出すること。また、豊かな自然やスポーツ施設等の地域資源、そして、町民のおもてなしを生かした観光の振興により交流人口をさらに拡大し外貨を獲得するなど、総合戦略に基づいた事業を展開する計画でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうも僕の質問より先に回答が生まれて、大変こうやりにくいのですがですけども。その点はお許しを願いたいと思っております。

それと、先に僕が質問したのは、中心地商店街、これをやっぱり在り方というのを今後役割等考えていかないと活性化につなげていく方法というのが、ここはちょっとこう弱いのではないかとということでございますので、その点もぜひ考えていただきたいと思います。

今ほどありましたように、事業展開、経営に対する支援ということで、町の産業の推進を効果的に実行するた

め、商品の企画および開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取り組み等を総合的に支援し、地産の強化を図り、もって、雇用の場を確保につなげると。ここで商品の開発等への支援ということで、黒潮町産業振興推進事業、それから商工業における操業時等の設備投資への新たな支援事業の検討ということが出てきます。

6月議会の一般質問でももう取り上げたとおり、この支援事業はですね平成24年度から取り組み、500万円を予算化して、一事業当たり100万円の補助金を交付していたものが、平成25年度にはこの事業を活用する事業者が少なかったということで、300万円の予算化で50万円の補助金に減額をされております。

黒潮の特色的な取り組みのひとつの事業であります。今年度の実績は今現在どのようになっているのか。ちなみに平成26年度の実績は、3事業の採択をして177万7,000円の補助金を支出しております。このことから考えても、当初の意気込みが結果として見えてこない状態となっているが、この原因は何か。また、このあたりをどのようにとらえているのか。6月議会の一般質問で回答をいただいたように、早期に第三セクター、これは缶詰製作所のことですが。その職員が町内の事業所の指導ができる体制をつくることと、この事業の周知方法や継続的に利用できる方法を検討し、商品の開発や地域の活性化に努めていかなければならないという回答をいただいております。そのことについて行動を起こしているのかということですか。

また、もう一つ、最後になりました、操業時等、主に2年以内のうんぬんですね、操業支援を行うということがありますが。これは、平成28年度からの新規事業としてとらえてよいのか。

このへんについてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

まず、黒潮町産業推進事業の今年度の状況でございますけれども、現在のところ4件の申請がございまして、その事業に取り組んでいるところでございます。交付金補助金の額ですけれども、申請段階で1,600万円となっております。まだ事業が進ちょくしているところでございますので、確定ではございませんけれどもそういったことでございます。

そうしまして、第三セクターの職員に町内業者の指導等行う件でございますけれども。第三セクターのその職員自体がですね外部からの指導者の方に研修、指導等受けて、スキルを今アップしているところでございまして、それがだんだんに行き渡りますと、外部のまた指導等もできることになろうかと思っております。

それと、最後の操業支援の件でございますけれども、これ来年度の予算に組み込もうと計画はしておるところでございます。やり方としましては、黒潮町産業振興推進事業、これの要綱を少し変更をして、その中でできればと思うて考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

来年度の予算で新しい事業で展開するということですので、期待をしておりたいと思います。

そしたらもう一つお願いします。新産業の創造ということで、内需の活性化および拡大ならびに資源確保。農水産物と地域商品等活用した防災関連食品の開発および販路開拓を進めることで、町内生産者の販路となり地産力の向上と雇用の維持および創出を図る取り組みを支援すると。第三セクターの商品開発に対する支援で、

これは缶詰製作所の支援になるわけですが。

それから2にですね、事業展開、経営に対する支援ということで、外部専門家等活用した第三セクターの育成および生産環境の改善等を行うことによる外商力の強化を図る。また、販路開拓および拡大を推進することによる早期に工場規模の拡大を目指す。これも第三セクターでございますので、缶詰製作所の件になると思います。

先ほども質問したように、すべてが大体缶詰製作所を主としたとらえ方の記述になってはいますが、その缶詰製作所がどうこうではありません。やっぱり物の見方としてはですね、町内の中でも産業振興や地域振興の取り組みに勇気のある中小企業は多く存在をしております。既存の中小企業の地域の特性を生かした新たな商品開発等への取り組みなどの育成による活性化や、雇用の創出へつなぐために全体的に視野を広げて、こここのところは検討をしていただきたいというのが質問でございます。

その点どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

中島議員のご質問にお答え致します。

議員ご提案の件については当然のことと考えております。ただ、今いろんなことになかなか手を広げることができない状況でございまして、そのあたりで第三セクター中心のようなこう表現になってはおりますけれども。

先ほど申し上げました、黒潮町産業推進事業。そういったことなども取り入れながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

もう一つお願い致します。

第一次産業と第二次産業の違いはありますけれども、農業、水産業、林業の振興には、就業支援および担い手づくりの記述がされております。残念ながら、商工業の振興にはこの項目が見当たりません。空き家店舗、チャレンジショップ、事業の継承などの対策によって雇用の創出を図り、このことが商店街や地域の活性化を目指すこととなります。商工業の場合は、事業の継承、親から子どもへ経営をバトンタッチをするわけですが。このことによる後継者の育成の支援が全くないわけですね。

例えば農業では、黒潮青年就農寄付金という国と黒潮の支援策がありまして、いろいろと条件をクリアしなければなりません。給付金がですね一人当たり年間150万円、給付期間は最長5年間。夫婦で農業経営を開始した場合は、夫婦合わせて年間225万円を給付されるような支援策もあります。

商工業の振興や地域経済の活性化を図るためにはですね、ぜひこの商工業の後継者問題にも何らかの支援策、施策を考えるべきではないかというのが私の質問でございます。

このへんはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

中島議員の再質問にお答え致します。

今ご質問いただきました商工業の後継者育成、対策、そういったことでございますけれども、おっしゃるように、今のところこれといったこともできない状況ではございますが。少し私、不勉強なところもありますので、ほかのその農業、水産業、そういったことの勉強もさせていただいて少し考えてまいりたいと思います。

お時間をいただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ひとつ、商工業の後継者の件につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目の、移住、定住の促進についての施策についてご質問をさせていただきます。

基本目標は新しい人の流れをつくるということですが、9月議会でも質問したように、総合戦略での今後の取り組みについて示すということであったので、再度質問をさせていただきます。

地方創生においては、地方への移住の推進が大きなウエートを占めており、今後ますます自治体間での移住者の獲得競争が激しく展開されるのではないかと推測をされます。移住、定住の促進では、各自治体が創意工夫を凝らし、魅力的な町づくり、効果的に情報発信や移住支援などの活動を起こすことが、所期の目的を達成することにつながります。受け入れ体制の確立では、黒潮の移住を真剣に考えてもらうため移住相談員を配置して、受け入れ体制の充実と移住しやすい環境をつくりつなげると。また、移住者支援団体と連携して空き家登録希望物件の調査や、移住、定住に係る相談や移住者交流会の開催を行うということになっております。

移住希望者は住宅情報を一番先に求めており、移住を決断する大きな決め手となっております。このことから、地域と連携しての住宅の確保と、次に、働く場の確保が重要視されることとなります。特に生産年齢人口の急激な人口減少が見込まれる黒潮において、農林水産業をはじめとする各産業の担い手や後継者問題が大きな課題となっており、このための人材の誘致や一次産業への従事者の高齢化が進む中で、一方では田舎暮らしやスローライフへの関心度が高まっています。魅力とやりがいのある職業として農林水産業への関心が全国的に高まる中、参入意欲のある若者、人材の確保にもっとこう力を入れるべきではないか。

今回です、KPI、目標達成度合いが平成31年に45組以上と。平成26年度の実績が12組でございますが。平成27年度、この10月か11月でかまいませんが、何組の移住者件数になっているか、このへんもよければ教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは中島議員の、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてのカッコ3、移住、定住の振興についての施策について、まず通告書に基づいてお答えを致します。

移住、定住の振興につきましては、基本目標の2、新しい人の流れをつくるという施策に位置付けられておりまして、数値目標としては2つ掲げてございます。

1つ目は、人口の社会増減を平成31年までに均衡させる。2つ目は、町外からの移住者数を、平成31年に累計100人以上にする、というものでございます。

まず、1つ目の社会増減の均衡に対する取り組みですけれども。平成27年度の取り組みでは、移住促進に向けて空き家調査や移住希望者との面談業務のために地域おこし協力隊を1名雇用して、移住相談業務を進めています。

これによる本年11月末までの移住実績をご報告致しますと、相談件数が128件。移住世帯数が50組、うち県外が13組でございます。そして、移住者数は84人、うち県外が23人となっております。

同様の調査で昨年度の同時期は、相談件数が93件。世帯数は27組、うち県外は10組。移住者数は40人、うち県外が14人となっております。

これを比較してみますと、世帯数では23組、うち県外が7組。移住者数では44人、うち県外が12人で、いずれも増となっております。

一方、黒潮町への転入転出の増減、いわゆる社会増減についてですけれども、平成27年11月末現在の状況では、転入者が299人、転出者が348人。差し引きすると、転出が49人多くなっております。

同じように昨年同時期を見ますと、転出者が60人多くなっておりますので、対前年比では転出者が11人減少しているということになります。わずかではあります、社会増減の差は縮まっているとも言えます。

次に、新しい人の流れをつくる基本的な方向についてですけれども。移住したいと思われるには、黒潮町の魅力を知ってもらうことが必要であるため、観光事業と連携した取り組みを通じ、交流人口の拡大を図りつつ、自然環境と調和の取れた町の魅力を情報発信することや、進学や就職により黒潮町から転出していく傾向をできるだけ抑えることと、転出しても、いずれは黒潮町に戻り、暮らしていける環境づくりを推進することとしており、住み続けたいと思える取り組みを、移住希望者に対する支援事業と組み合わせて広く情報発信をし、移住定住の促進を行うこととしています。

その具体的な施策と致しましては、転入の促進と転出の抑制に尽きますけれども、まず、転入の促進では、受け入れ体制の確立として、黒潮町への移住を真剣に考えてもらうため移住相談員を設置し、受け入れ体制の充実をさせ移住しやすい環境づくりにつなげることと、町の情報発信として、高知県での移住・田舎暮らし支援サイト、高知家で暮らす。に継続して情報発信を行い、併せて、県外で開催される移住相談会において黒潮町の魅力を発信し、移住希望者を募る活動を行う計画でございます。

このうち、平成27年度の県外での移住相談会は、黒潮町のホームページでもご紹介を致しましたように、高知暮らしフェア2015というイベントが、先ごろ12月の12日、13日に東京と大阪でそれぞれ開催され、黒潮町からも総務課職員、そして地域おこし協力隊の2名が参加して、黒潮町の相談ブースを構えて移住相談会を開催させていただいたところでございます。

また、次年度以降の取り組みにつきましては、総合戦略の基本方針に沿って平成28年度当初予算に反映させて進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

昨年と比較して相当な伸びがありますので、本当にうれしいことだと思います。ぜひ頑張って、この移住促進に努めていただきたいと思います。

藤本議員も午前中にちょっとご報告がありましたが、私も11月18日に町議会議員の研修にですね、九州方面に行きまして。佐賀県の多久市で、ここが定住促進に関する政策についてということで、そこで研修をさせていただいたわけですが。その市は人口約2万人で、1年間に300人程度の人口減少になっていることから、人口減対策が喫緊の課題と位置付けて、その中でも社会動態減の抑止体制に取り組んでいるということで。一つの例ですが、多久市は周辺に佐賀市、小城市が隣接していることから3市の集合住宅の家賃調査をしてみると、多久市の家賃が割高になっているということが判明したそうです。そこで幅広い定住奨励金制度の検討が

なされて、現在では若者、子育て支援世帯にターゲットを絞った、子育て・若者世代定住奨励金や、空き家リフォーム補助金三世帯同居増改築補助金については上限額 50 万円の上限を支給し、そして、新婚家庭等補助金として月額 1 万円の補助金を 48 カ月支給をしております。

素晴らしいのは、特に行政が求めます費用対効果、ここをですね算出されております。平成 19 年度から平成 23 年度の補助金の支出額が 1 億 1,994 万円。それから平成 19 年度から平成 23 年度の補助対象者の税制優遇の計がですね 1 億 3,559 万 7,000 円で、差し引きますと 1,565 万 7,000 円の黒字になっちゃうというお話をいただいたわけですが。やはりこういうふうの一つの費用対効果を見るというのも非常にこう、この事業から見て大切じゃないかと思うことと。

もう一つは、平成 18 年 8 月に多久市定住促進基本計画が策定されているわけですが、それぞれの制度について 2 年に 1 回、評価や検証を行って、社会情勢に寄り添った柔軟な姿勢で条例改正が行われております。そのことが事業効果を生むためにスピード感のある対応策が取られているというお話をいただきました。

今回、黒潮においても具体的な事業の推進ということで、1 に移住者相談の配置促進、2 に空き家住宅情報提供体制の整備、3 に移住者住宅支援協議会への登録促進、それから 4 に住宅の環境整備に関する支援、5 にお試し住宅の整備促進、6 に移住者交流会の開催などの支援策が網羅されているが、平成 28 年度からこの移住、定住の促進を図るために順次予算措置がされていくのか、このへんについてお聞きしたいと思います。これをやっていかないと、目標達成度合いの平成 31 年に 45 組以上の達成というのはなかなか期待できませんので、ぜひその点を頑張っていただきたいということでご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

中島議員の再質問にお答えを致します。

移住、定住促進についての来年度以降の事業でございますけれども、この件につきましては 1 課、1 つの課ではなかなか対応し切れない状況もございます。各課を連携してのパッケージ等も審議中でございまして、具体案が完成しましたら当初予算に反映して実施してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今課長から答弁ありましたように、やっぱり各課が連携せんとこの移住者促進というのは効果が見えにくいと思いますので、庁舎一体となって取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは、2 番目の高齢者免許返納制度等についてご質問を致します。

高知県では交通事故者の 6 割が高齢者で、全国最悪のクラスの状態が続いています。高齢ドライバーの激増が一つの原因にもなっているが、高齢ドライバーにとって免許の返納は簡単に決めることは困難であります。

黒潮においても交通公共網が極めて貧弱で、中山間地域の高齢者が免許を手放すことは、たちまち日常生活における買い物や通院などにも支障が生じることが少なくありません。このようなことから、家族や親族の方を中心に地域社会の問題としての問題の取り組みが必要となってきました。

平成 21 年 2 月には黒潮町地域公共交通活性化協議会が発足されて、町内の山間部における持続可能な生活交通体系の構築を目指し、公共交通空白地の解消や利用者の少ないバス路線の運行方法を見直すための実証や路線バスの利用促進に向けた取り組みがなされてきましたが、残念ながら高齢者の免許返納に関する件について

はちょっと記述が見当たりません。

既に中村警察署管内、四万十市、土佐清水市の中では、四万十市が平成 25 年度から、土佐清水は平成 27 年度から、高齢者免許返納サポート制度の適用がされています。高齢者の免許返納の状況というのは、ちょっと土佐清水市は分かりませんが、10 月末現在で黒潮町が、平成 24 年度が 10 人、25 年度が 19 人、平成 26 年度が 18 人、それから平成 27 年度の 10 月までが 8 人で、計 55 人です。四万十市はこの間 257 名になっておりますが。黒潮町においても今後増加傾向になってくることが予測をされます。

制度の内容を簡単に説明しますと、警察署または運転免許センターで運転免許証を自主返納を致します。したら、自主返納すれば運転経歴証明書の交付申請を致しまして、ここで 1,000 円要りますが。ここで自動車の運転はできなくなりまして、運転経歴証明書が発行されます。これは免許証と同じようなものですが。これを持って行けばですね、協力店でその恩恵を受けれるとか、まあ公共交通や商品の割引きなどの特典が受けられる。そういうことになっています。

特典内容について、今、四万十市の場合は、これは黒潮でも一緒ですが、公共交通、土佐くろしお鉄道、西南交通については運賃の割引等がございます。それから四万十市ではタクシーですね。市内の 7 業者については運賃の 10 パーセントの割引とか、商店街の 50 店舗ぐらいで料金の 10 パーセント割引とかあるようです。土佐清水市の場合は、公共交通や店舗等の特典のほかにはですね、市の補助としてタクシー助成のチケット、これ 4,800 円と買い物助成 3,600 円の制度もあるようです。

近隣の市町村では高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転に不安を感じながらも、買い物や通院の生活の手段として車の運転を継続している高齢者の方々が各種サポートを受けることで運転免許証を返納しやすい環境を提供されていますが、黒潮においても高齢者免許返納制度の適用に取り組むべき時期に来ているのではないかと。

このことについて問います。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、中島議員ご質問の 2 番目の高齢者免許返納制度等についてお答えを致します。

高齢者による交通事故は、近年増加傾向にございます。高齢者の方々が多くの重大事故等に巻き込まれているという実態が報告されているところでございますけれども、この黒潮町におきましても同様の傾向にあることは、否定できないところだと思います。

議員のご質問にもございましたように、黒潮町におきましては、まだまだ公共交通機関が十分に整備されているとは言えない状況にございます。そのため、交通事故等に日々不安を感じながらも、高齢者の方々は生活のため運転を継続しているという、こういった現状にあるという認識も共有をしているところでございます。

黒潮町における運転免許の返納の実態につきましては、先ほど中島議員が申されておりますけれども、平成 24 年度が 10 人、25 年度が 19 人、26 年度が 18 人、今年度につきましては、11 月末現在で、11 人というふうになっております。これまでに延べ 58 人の方が、運転免許証を自主返納しているというふうに認識をしているところでございます。

黒潮町と致しましても、これまでに、高齢者の運転免許証自主返納支援制度、こういった部分についての検討もしてまいっているところでございます。しかしながら、幾つかの課題等があり、現在実施にはまだ至っておりません。

近隣の市町村では、議員も申されたように、運転免許の自主返納者に対してさまざまな支援を実施している

所がございます。タクシーチケット等を補助して、サポートしているという事例もございます。黒潮町におきましても、こういった部分を実施できないか、検討もしてまいりました。ただ、黒潮町におきましては、佐賀地域に現在タクシー会社がございません。こういった部分を考えたときに十分サポートできないという実態、こういった現状もあり、どのようなサポートが高齢者の方々の生活を維持して、交通事故のリスクをこう回避する運転免許自主返納支援制度、こういった部分になるのか、現在、検討中でございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、中島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

検討をされようということでもありますけど。

ちょっとこれ、私からの考え方ですけれども、黒潮にはタクシー、まあハイヤー業者ですが一事業所があります。先ほども申し上げましたとおりですね、黒潮地域公共交通活性化協議会の委員にもなっていますが、一事業所というものは行政に対していろいろな要望や提案があってもですね、一事業者のためになかなか取り上げてもらえない場合もあります。しかしながら、交通公共網に対することについては日々業務の中で、地域に即したアイデアや改善策についての考えや意見も持たれております。

今回のように四万十市や土佐清水市では、高齢者の方が免許証の返納した場合、先ほども言いましたように、タクシー料金の 10 パーセントの割引の特典を実行されているわけですが、黒潮では実行されていないことからですね、高齢者の方が利用されたときには、心情的にやりぬくいことも発生をしております。先ほどもありましたように、検討はしようけど一つの理由として佐賀地域にタクシー業者がないということがネックになっているかもしれませんが、行政としてはこれに代わる代替措置等を検討して、実施の方向へ進むべきではないか。例えば、先ほども言いましたように、商品券でその代替措置を図るとか、そういうことも一つの方法だと思います。

もう一つは、先ほども申しましたように、一事業所であっても経営事情が大変こう厳しい中で、公共交通としての任務の上に立ってですね、早朝から深夜まで住民の利便性を図るために、事業継続に努力をされております。万が一にタクシー業者がなくなった場合、一番先に困るのは地域の住民です。このことから、お互いが公共交通等の一つであることの認識と理解を示して、長くタクシーの運営が維持されるために、地域に密着した方向性を見出して取り組むことが大変こう重要視されるわけです。

そして、タクシーを利用される方は、町内の方はもとより近隣の市町村や県外の方々、所用や観光等で利用する方が多くありますので、そのときに黒潮の観光事業等に関する案内等において、観光客から黒潮を見た場合の印象や要望などを聞く機会が町民の中では一番近い位置にあります。そういうふうに、例えば小さなことでもですね、日ごろから情報を共有して観光や地域振興を図っていけば、必然的に黒潮町のイメージアップにもつながってきます。

ぜひこのようなことにも配慮した行政の在り方を検討していただいて、そういうふうの一つのタクシー会社の心情的な部分なんかもですね、取り入れていただいて、スピード感のある解決策をお願いしたいと。そういうご質問でございます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員申されたように、公共交通の在り方、こういった部分につきまして、この高齢者の免許返納支援、こういった立場からちょっとお答えさせていただきますと。

議員も申されましたように、土佐くろしお鉄道等では免許返納サポート制度、こういった部分がございます。それから高知西南交通バスにつきましても、いきいきサポートカード、それから免許返納サポート定期とか、こういった部分のサポートもございます。

その町内のタクシーチケット、タクシーの補助。こういった部分につきましても、これまで先ほど申しましたような佐賀地域にないということだけで、若干遅れている部分はございますけれども、これからはそういった分も含めてですね、全体的に黒潮町としてどういった部分、方法がいいのかという部分も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

それでは最後になりますが、3の女性活躍推進法と人事異動について、質問をさせていただきます。

午前中に藤本議員から同じ質問がされたわけですが、考えることも一緒だなと自分自身思ったところがございます。私は私なりにまとめておりますので、よろしくお願い致します。

女性の登用を促すため、大企業や国、地方自治団体に数値目標の設置を義務付ける、女性活躍推進法が8月28日に成立されました。これは、採用や昇進の機会を増やして女性に力を発揮していただき、人口の減少によって労働力が懸念される中、日本社会の活力維持と仕事と子育ての両立に向けて整備することが方針となっています。

この法律の中では、従業員301人以上の企業体を主体として、男女による労働時間や勤続年数の差や、採用者や管理職に占める女性比率などの現状を把握して、改善すべき点を分析して、その上で数値目標や取り組むべき内容を行動計画として作成することになっております。

このことは国や自治体にも同様の部分は課せられ、2025年までの時限立法となっております。これを踏まえて、黒潮の実態を見てみると、平成27年3月に男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、黒潮町男女共同参画計画が策定されておられます。地方公共団体の責務の具体的な取り組みとして、職員の能力開発と活用という欄ではですね、性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職責、職員配置と管理職への登用を行いますということになっているんです。

そしたら、黒潮の全体の職員数の実態はどうかといいますと、午前中にもありましたように、私の場合は10月31日現在でございますが、行政職員が144人、保育士が39人、それから校務員、学校ですね、10人。それで、合計で193人になっております。この場合の比率でいきますと、男性が97人、女性が96人で、2分の1、2分の1ですね。それを行政職員だけで見ただけの場合に、男性が96人、女性が48人です。そしたら男性の方が3分の2で、女性が3分の1ということになります。

管理職、まあ町長、副町長、係副長除いた場合に管理職は14人だと思いますが、これから見れば3、4人の女性の管理職がいても不思議ではないと、そういう思いがあるわけです。

合併後10年を、平成28年3月に迎えますが、いまだだ女性管理職の登用がなされていないと。女性活躍推進法の意義を尊重してですね、平成28年3月末日には管理職数名が定年退職をする予定になっておりますが、職員の比率から考えても、この機会をとらえてぜひ女性の管理職誕生を検討していただきたいというのが私の質

問でございます。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは中島議員の一般質問の女性の管理職登用につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

中島議員の言われるとおり、女性活躍推進法の成立によりまして、12月に入りまして、事業主行動計画策定指針が公表をされている状況でございます。

先ほどの藤本議員へのお答えと同じになりますが、町としましても、特定事業主行計画を策定していくこととなります。

女性の占める割合など、状況把握、そして、課題分析から数値目標を含む行動計画を策定することとなっておりますので、その策定の協議の中で、管理職の登用につきましても検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

午前中の藤本議員の質問にもありましたけど、人材の育成ということがありましたが。私もそのことに同感なんです。

人材がいるかどうかと思われることがあるわけですけど、これはやっぱり日ごろから育成に取り組むべきだと思っております。課長補佐クラスの方が33パーセントいるということも午前中に聞いたわけですが。やっぱり課長補佐の方をですね、課長と担当職員との連携や、課長の相談相手いいですか、事業とかいろいろな部分の。主たる部分の。お互いかなりの重要な課題に協調性を持って当たり、課の運営をまとめていくことが一つの職場づくりであり、課長補佐の育成やないかと思えます。

それからもう一つ、これからはやっぱり女性職員の視点から見た行政の在り方というのが重要視されてくると思います。時には行政執行がですね、煩雑で大まかなとらえ方をしますが、女性の立場から見た場合、非常にこうきめ細かな目線で、考え方や判断力から新たな発見が見えてくる場合が往々にあります。

それともう一つ、午前中にもありましたように、職員の職務の負担や健康管理面において、長期に休暇している方が4人から5人程度いるということでもございましたが、やっぱり女性の管理職の視点によって職場の環境づくりや職員からの相談や対応、このへんに変化を生むと思うんですね。こういうやっぱり期待するところがありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

このことについてはもう答弁は要りませんので、ぜひそのへんのことにもですね、力を入れていただければと思います。

以上をもちまして、これで第5回黒潮議会定例会における私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際ですね、3時10分まで休みます。

休憩 14時 52分

再開 15時 10分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、私の質問に入らせていただきます。

1 問目であります。町道側溝についてを問うとしておりますが。

これは、錦野にあります中央保育所から町指定の避難場所の児童公園までの町道に側溝のふたが掛かっておりません。その設置についてお伺い致します。

災害は日中、夜間を問わず、いつ起こるか誰にも予測はできません。現状のまま、ふたが一切ありません。まあ、部分的に各自宅の前にはそれぞれが車の出し入れ、自分とこの出入りのために側溝をしておりますけど、その間はすべてありませんので、そういうことを問うておりますので。

まあ、夜間に起これば、これは事故につながる可能性はかなり高いというように私は考えております。地域要望がどうのこうのということもございますけど、以前にも私、ここについては一度質問をしておりますが、せめていうよりも、最低でもとかいうように書いておりますが、早急に大方中学校の方に向けた町道につけるのは側溝。これが一番望まれるのは、坂と平たんといろいろの組み合わせで上がっていつております。それで、平たんな所の側溝は逆方向に水が流れるとか、必ず中で水がたまるとか。一番ひどいのは、一番上の錦野ハイツの左側のとこなんかは、側溝のあれが昔の側溝ですので、全然中に金属の入ってない、セメントをプレスしたような側溝で、なおかつ家が建ってない所はふたを掛けてない関係で、車の出し入れでもうパンパン割れたような状態になって、側溝らしき側溝はしておりません。

特にひどかったのは、あの側溝の工事がおかしかった関係で、水が真ん中にたまって流れないという、非常にいい側溝です。そういう所もありますので、できれば私としてはそういうように環境が良くなるような側溝にしていきたい。即ち。

どうしてもその、それがなかなか中学校へ向けての大方高校の裏の方のようなきちっとした側溝がどうしてもできないというのであれば、最低でも中央保育所より児童公園の間の、いわゆる避難道。町も指定した避難道ですので、この間に関しては側溝にグレーチングのふたを直ちにすべきだというように考えております。

部分的に側溝を直していただきたいと、私、区長しておるときにお願いに上がったときに、ちょうど坂の部分のとこのお宅だったもので、その側溝から上にその自宅のり面が、高いとこやったら1メートル80 ぐらい三角状態でできておりました。そのときに担当の職員の方が言われたことは、そこの側溝を変えると、掘る。掘ったら、そのへおいとか何とかがくえてくる。そうすると、町が対応せないかんからできないということでしたけど、中学校からの間、それからスーパーのとこの信号から商工会へ向けてのとこなんかでも側溝の端を一部分残して、のけて、側溝を入れ替えていつておりますから、技術的にはできないことはなかろうかと思うんですけど。

どうしてもその、そういう側溝にすべてをやり替えることが予算的にとてもできないというんでしたら、まず事故防止の観点からも側溝にグレーチングをすべきだと考えておりますが、執行部の方の考えを問います。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の1 番のカッコ1、中央保育所より児童公園までの町道の側溝整備についてのご質問にお答えを致します。

錦野団地内の側溝整備につきましては、以前から議員よりご質問をいただいており、また、平成27 年度錦野

地区要望におきましても最優先課題として挙がっていますが、十分な整備ができていないのが実情でございます。

ご質問の区間は町道藩下線となりますが、錦野団地内の町道においては全体的に道路幅員も狭く、災害避難時や日常生活の安全面を考えると、必要性は十分承知をしているところでございます。

町としましても、財政面から有利な補助事業がないかとこれまで検討してまいりましたが、なかなか該当事業もなく、今後は町単独事業であります地域整備事業等にて錦野地区とも十分協議の上、対応を図ってまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長の答弁の中では、錦野は確かに広い言うたらおかしいですけど、十分な道幅のある町道はスーパーから上がって藩下線、いわゆる墓床の、墓地公園の所までが広くて、それから途中で旧の中央保育園の方に行く道が広くて、あと、縦の筋に入ってる道になりますが、第1期工事でやった所は特に道幅が狭いです。そこはもう完全に、今、課長が言われたように側溝のふたまで入れて4メートルか5メートルぐらい、側溝ぎりぎりいっぱいまでの距離が4メートルちょっとしかないと思うんです。それに両脇に全部側溝がないんですよ、そこなんかでも。それから、問題としては十分に問題があります。

私が今言ってるのは、取りあえず一番避難。なぜかいいますと、小学校であれ、保育所であれ、高校であれ、避難の訓練のときには一番、上がってくるのは、中央保育園から錦野児童公園の区間になると思います。それで、大方高校とか大方中学校の場合は逆にもう一つ小さい方の道から上がってきて、ちょうどあの児童公園の東側に通じる方の道を通って上がってくると思います。そういうところで、やはり日ごろ訓練するときに万が一のことがあったらいけないので今回はこういう質問をさせてもらっておりますが、やはり町単事業での補助整備となりましたら、なかなか一気に片付けていくことは難しいと思います。

だから、そこでお伺い致したいのは、この避難道関係やけどそれが見つからないということですので、そういうような避難の指定の場所へ行く道として危険度も高いままでは駄目だと思いますので、年度を切って確実にそれを執行していかれるような計画があるのか。今の課長の答弁からいきますと、錦野にももっと、急ぎよ、重要性があるところがあつたらそちらの方にお金が回っていくから、そこはまた、まあ取りあえずこの幅があつたらいいでしょうという形で残されていっては困ると思うんです。あの比較的道幅はある所の要求をしておりますので、私の方は。

そういうところで、はっきり行政としてどのように計画されて、予算付けの中で。まあ、10メートルなら10メートルでも、一区画なら一区画でもいいですけど、そこを順次計画として立てて、何年度ぐらいまでにはせめて、災害時、起こったら困りますけど、そういうことも含めての計画が立たれているのか、そのへんをお伺い致します。

今のお話だったら町単の事業の方でやっていくという話でしたので、そのへんを再度お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは森議員の再質問にお答えを致します。

まず初めに、昨年度まで大方高校の裏の側溝整備等を行いました町道田端線でございますけど、あの事業につきましては都市防災総合推進事業といいまして、国の補助事業を活用してですね、多少、藩下線の支線の方

も施工させていただきました。

議員ご質問のこの町道藩下線につきましては、議員もおっしゃりますとおり、あの中で、錦野団地内では比較的まあ幅員が約5.3メートルぐらいあったんじゃないかと思っておりますけど。今言われましたように、今後計画的にやられるのかというご質問でもございましたけど、今年地域整備事業を見ましても総額の予算が2,000万円でございます、今回、大方地域の要望としまして294件、約300件近い要望がございました。その中で、この私どもまちづくり課の方で管轄しています要望内容が105件ほどありまして、約35パーセントのシェアを占めているわけでございますけど。その中でも本年度工事ができますのは、まちづくり課を含めまして、環境保全の担当、林業の振興の担当、産業推進の担当等含めましても、約24、5件ぐらいしか消化ができていない状況でございます。

ですから、来年度以降も各地区から、地域からいろんな要望も入ってきます。その中で錦野地区からも当然引き続きこの側溝の整備の要望、また舗装もかなり傷んでいるということも今年の要望でも挙がってきました。そういうところで、再度来年度の要望事項が挙がった時点で十分各課とも協議をし、精査をし、現場も見ですね、やはりその重要度の高い所、危険の高い所を計画もしていきたいと考えております。

ただ本年度、この後の質問にも関係あるかも分かりませんが、住民課の方でも若干その側溝整備の部分も構えておりますので、全く錦野団地の方にそういう側溝整備の計画はないということでもございませんので、申しておきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

私は、あくまでも今お話ししたのは、今の避難道の所を計画にやっていただけということをお伺いしたがであって、ほかをやるからとか、全くしてないとかいうようなことは私問うたつもりはないので、そのへんは、全く私、してないとは言っておりません。

それはなせいうたら、補助金もらって部落が人を雇うてやる場合もありますし、そうやって改修はやっております。それは住民課の方に申請して、原材料のお金を頂いて、それに基づいてできる所は部落も何年もかけてやってきております。できることはやっております。できない所をお願いしておりますので、そのへんは部落で対応できる部分は資材を頂いて、その中で対応できる部分はやっておりますので。それとまたこれとはまた私のその前の時代から、前の前区長のときからずっと取り扱ってきておりますので、それということとは別個に町道管理という形から私はお尋ねしてつもりです。

部落の道だからしてくれと。ほんで、私も部落の議員やから、なかなか自分とこの部落のことは言いづらいです。けど、これあくまでも町が児童公園を町の避難場所の指定場所でなければこういう質問は致しません。やはり町があこを指定してます。その指定してるということで、あの入り口の溝も直してもらいましたし、それから児童公園のトイレも、当時の担当課長さんが骨折ってくれて完成しております。それから、児童公園も実際にそういう名目で、車が入らない入り口が避難場所ということで救急車が入るだけの道幅になっております。

そういう観点から私は質問しておりまして、部落の溝が悪いけん直してくれということも言わせてもらいますけど、今回はそういう観点ではなくて、あこが避難道として使われる道だから、何があっても、何かあった場合には町の責任になってきます。こうやって私が連絡いかに質問してる以上、何かあったときにはそれに対応してなかった町にも問題が起こってくる可能性が出てくることやなかろうかということも含めての質問になっておりますので。今のところは28年度の概要が挙がってきてから検討させていただくということの返答ですの

で、そこはそこで受け止めておきまして、またさらに次回の次回になるかもしれませんが、内容が進まないようでしたらまた質問をさせていただきますということで、今回この質問はここで終わります。

そのまま2問目の方に入ります。

錦野部落は造成工事が1期工事、2期工事に分けてやられております。それで完成しておりますので、その工事の関係上、土羽持ってきて高さ上げるか、削ってない関係で、1期工事の一部分の途中やき、1班、2班ですけど、ちょうど旧、中学校の方へ行く広い道のところから上へ向けては第1期工事と第2期工事の所で段差がついております。それで、その上の住宅と下にあります住宅との間にかなりの段差が生じております。この段差の所に、皆さんのお手元にあります写真の中で赤いコーンが立っておりますが、これが傷んでおって、もう非常に危険な状態になっておりますので。

ここだけではなくて、ほかにもこれからまだ上に1本、2本の3本。で、1本はこのヒューム管から鉄板のヒューム管に1カ所は変わってますけど、もう1カ所ちょうど、名指ししたら駄目でしょうけど、ある某課長の住まいの所のところがものすごくひどい状態な溝が1本あります。そういうこともありますので、このヒューム管は当然取り換えなければ今にも倒れそうという言葉がありますけど、道路の方に倒れかかるような感じになっております。

また、十分な排水機能は果たされているとは私は思いませんし、今ならば雨が少ない時期ですので、この時期に早急に取り換えの工事をすべきだというように考えておりますが、執行部の考え方を問います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森治史議員の1、町道側溝についての2、錦野部落の壊れたヒューム管の取り換えについて、ご質問にお答え致します。

議員のご指摘とおり、当該個所周辺は約6メートルの段差がありまして、その間に8本の排水管によって上の段の排水路から下の段の排水路につながっております。そのうち、集会所側の3カ所につきましては既に改良がされておりますけれども、残り5カ所にヒューム管の排水管が残っております。その5カ所のうち、壊れて脱落している個所が1カ所ございます。そして、鉄筋で仮止めをしておるという個所が2カ所ありまして、そのうち1カ所が、鉄筋が十分でなく危険であると思われる個所が1カ所ございます。従いまして、その脱落しておる1カ所と、そして仮止め危険であるという所のもう1カ所をですね、合計2カ所を今年度の地域整備事業で改修をしようというふうに計画しております。

そのため、現在、実施設計書の作成委託業務をしておりまして、実施設計書が出来次第入札を行いまして、今年度中には完成させたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、答弁では一番いい、まず答弁の、いいですね。やりますという答弁。また聞くほうもありがたいですけど、実際は、答弁する側も非常にやりよい答弁でなかったかと思えます。聞く方も非常に気持ち良かったです。これはもう隠しありません。

ただ、一つまだ難点としてあるのが、これ関連の側溝のことになりますけど。ちょっと考えづらいのは、今の小松議員のお父さんが区長しようときと、私が区長しようときに集中豪雨がありました。で、2期工事の、

ちょうど今、課長は分かっているとありますが、この傷んだヒューム管があるところから南側、大方中学校向けてがだばいいうか、一区画が段がないんですよ。ここが床下浸水まで水が出るんですよ。ちょっと考えづらいですけどね。それで、ほんと側溝も、大きい側溝がありますよね。側溝も道も分からなくなって、私、区長のときにどうしてええか分からんで、あこをぐるぐる回った記憶があります。車でぐるぐるぐるぐる。そのとき、周りよう回りませんでした。縦に上がって行って、かまんとこで左に回って、あの広い道の側溝の大きいのが流れるところはよう回らったです。どこに側溝あるか分からんか。それで、そういう事態ながです。

ほんで前の、小松君のお父さんがやってるときに役場に相談して、1本ヒューム管を2カ所へ入れてもろうたことでかなり改善はされておりますんですけど、あこの問題点は1つ。その排水の処理能力以上に雨が短期的に降ると、あこの中やから40軒近い、まあ建ってないともありますけど40軒ぐらいの戸数の所がもう床下ぎりぎりいうか、もう完全にほんま床下へ入っているとします。あの基礎のエア抜き部分、空気抜き部分の際までずうっと水が来たことで、自分がものすごく役場へ、防災が建てたんで防災に来てもらって対応してもらったこと覚えてますので。

まあ順次そうやってまた、ここはどうなりますかというような質問があろうかと思しますので、よく、ええ返事がもらえるように検討の方を今からやっといってください。前に打つときです。

まあ、ありがたいことです。住民の方も喜ぶと思えますし、またこの危険な所が2カ所やっていただけということ、地域の方もよく散歩をされてますので、夕方なんか。そういう方なんかありがたいことやと思えますので、住民の方も喜ぶと思えますので。

2問目の方に。漁港関係についてお尋ねを致します。

写真を添えておりますが、あまりきれいに写ってないかもしれませんが。

田野浦漁港の市場の出荷場は耐用年数も十分に過ぎていると私は思います。出荷場としてはほんとあった市場を取り壊して、一部、荷揚げ場の場として残して解体を済ませておりますが、残されたその一部の鉄骨は腐食で崩壊寸前となっております。

地元の商人、あの人ら商人言いますが、入札する業者の方の話によれば、もうあの市場では入札が済んだら下へ下りとなないけんすつと出てこないかんとかいうように話して、笑いもって。そのうちヘルメット着て入札せないかんなるがやないろかねという話もしておりました。そうすると、他の方が話されるには、一度落ちてきたと、塊が。けど、あまりにも腐食が進んじょうもので、市場のそこへバーンと落ちたら全部砕けて散ってしもうたというぐらい腐食がしてるということです。

写真の方でも分かるように、これ一部分的にアップしておりますけど、ほとんどもう腐ってしもうて向こうが見えております。それから、市場の方の荷揚げのクレーンというんですか、これのあるところなんかでも鉄骨を組んで補強して、今使用しておる状態になっております。

それから、この市場から、どう言うたらええんかな。北側の方に港の部分がずうっと亀裂が入って、今、入るなということで黄色いコーンで、車で入らないようにいうことになっております。かなり口張って、岸壁が港の方向いて出ております。

漁港の活性化という面から見ましても、やはり早急に、以前のような市場とはいかなくても、とにかく建て替えが必要ではなからうかと私は考えておりますが、県とか国とかに助成を町の方が働き掛けて、当然すべきことと思えますが。

執行部の方の考え方を伺い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは森議員の2、漁港関係について。田野浦漁港荷さばき所の改修建て替えについてお答え致します。

ご質問の田野浦漁港荷さばき所は、高知県漁協の固定資産台帳を確認しますと、昭和29年度に建設され、その後、昭和46年、50年、57年の3回にわたり増改築がなされています。平成13年度に大方町漁業協同組合に合併し、その後、平成20年4月に高知県漁業協同組合に合併して、現在は高知県漁業協同組合の財産となっているものです。本施設は、田野浦地区の主要漁業でありますシラスパッチ網漁業を支える大変重要な施設と認識しています。

この施設の耐用年数ですが、高知県漁協の固定資産台帳に記載されています耐用年数は28年となっています。最後の取得年度の昭和57年度から計算しますと、平成22年で減価償却を終了し、現在5年を経過しています。現施設は議員の写真にもありますように、屋根裏など雨が当たらない場所は塩害による鉄骨の腐食が激しく、台風等の暴風時には屋根が飛ぶ危険があります。そのため施設所有者であります高知県漁協が、写真にもありますが、荷揚げ用ホイストクレーンの部分を含むツースパンのみを残して施設を解体をしています。

ご質問の、早急に荷さばき所を建て替えるべきではについてですが、施設所有者であります高知県漁協とこれまで再三協議を重ねてきているところです。しかし、高知県漁協の財政再建計画の中でもありますし、これまで先延ばしになっていきましたが、昨年度より具体的な施設の更新について協議を進めているところです。

ただ、荷さばき所の建て替えにつきましては、荷さばき所の基礎が掛かっております岸壁が、議員が申されますように海側へ転倒をしかけております。そのため、まず先に岸壁の改修計画を漁港管理者であります高知県に要望をしているところです。その要望も今秋に、今年の秋ですね。秋に事前協議が完了しまして、平成28年度に水産庁へ事業計画を提出し、平成29年度から着手を予定しているところです。

事業期間としましては、平成29年の測量設計を含めまして3年間を予定をしているところですが、国の事業費配分によりまして実施年度は変動します。

工事の施工区域は、ご質問にある荷さばき所前から田野浦川までの物揚げ場付近の岸壁の改良工事を行う計画になっています。

工法につきましては調査測量後に決定されますが、現時点で同じコンクリート構造物で改良するとありますと、このコンクリート構造物の取り壊しによる掘削影響ラインが現在の荷さばき所用地の半分程度まで影響してきます。

工法につきましては、なるべく掘削による影響を軽減させたいとは自分たちは考えていますが、例えば矢板工法を行うにしても、現施設の基礎の部分への影響は免れない状況と考えております。そのため、荷さばき所を先に建築しますと岸壁工事に支障が出るため、岸壁工事の完成後に新たに荷さばき所を建設する計画です。このことにつきましては、高知県漁協とも協議を現在進めているところです。

また、写真にあります西側の物揚げ場のクラックにつきましては、高知県の方に要望致しましてアスファルトレミで簡易にこの間隙（かんげき）をつぶすと。そういうふうなことも要望しておりまして、幡多土木事務所からは早急にこのことは対応すると。そういうふうにご回答をいただいております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

そのようにして県と国とに働き掛けていって、今現在のところでそのやっっていくというような答弁でございます。まだ全く事業をしてないということじゃないということの、進めておりますよという答弁だったと思っております。

ます。

そういうことが、やはり業者関係いか組合関係でなくて、役場からもその地域の漁業関係者。いわゆる加工業者とかそういう方に何らかの方法で事態をやっぱりきちっとお知らせするというか理解をいただいておりますが、こういう問題の質問につながることも少なくなってくるがじゃなかろうかというように考えます。だから、やはり地元もほんと困ってると思います。ほんで、そういうところのありますのでね、やはり町が一生懸命努力していることを、やはり地元の関係者の方々、漁協組合員も当然ですけど、それから下の下部の会員さんとかそういう方にきちっとやっぱり理解していただくということが、せつかくやった仕事の成果が何もしないという評価につながりかねませんので、やはり努力したものが報われるようにその努力もしていただきたいということと。

もう1点、これに関しまして仮に工事が始まったとします。国がなんぼ、県がなんぼ、町がなんぼ。それから受益者と、いわゆる漁業組合にどのような配分での。事業がまだ確定したわけじゃないのでこういうこと問うべきでないかもしれんけど、あくまでもやはり事業があるものと想定して、国がなんぼぐらい見てくれる、県がなんぼいうて、その残りが、町も負担金が要るかもしれませんし。

それと、漁業関係者いか漁協組合ですかね。その比率が分かれば教えていただければありがたいんですが。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

森議員の再質問にお答えします。

現在、加工場の建て替えについては、先日も水揚げをしている所で行商人さんと、まあ全員ではないんですが、一部の方となりますが、港の改修計画、その旨についてはお話をしているところですが。ただ、事業実施の年度、具体的な内容につきましては、あくまでも先ほど言いましたように高知県が実施しますので、詳細な部分はちょっと僕たちもよう話ができてないところです。

また、岸壁の工事に掛かる費用負担、この部分になりますが、事業費としては約1億円を見込んでおります。

（森議員から「なんぼ」との発言あり）

1億円。

事業主体は高知県になります。

この場合、費用負担になりますが、黒潮町は10パーセント。また受益者負担、これは漁協になりますが、高知県漁協の負担は黒潮町が負担します10パーセントに対する2パーセント、これを負担をしていただく予定になっております。

あくまでも1億円は先ほど言いましたように、測量設計、本体工事を含めた3年から事業費の配分によって、各年度での負担率は同じですが、その年度によって金額は変更になってくると思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっとこれ私の聞き間違い、解釈の仕方が間違ってるかもしれませんけど、総工費が1億円なのですか、それとも、この工事をやるには大体1回に1億円が必要なのか。

私の聞き方がまずかったんでしょうか、答弁の途中で私の方が大体1億円ですべてが出来上がるというよう

に考えて答弁を聞いておりましたが、途中から何か、年度によって違うということになってくると、これを分散して分けたから2,000万から3,000万のときもあるとかいうような形ながか、毎年1億が基準でなのか。

それともう一度ですけど、ちょっと聞き漏らしましたので。県が主体だから町が10パーセントで、漁業組合は町の10パーセントの2パーセントというように話を聞いたのですが、その私の今の聞き方でよろしかったか。

再度お願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

先ほどの事業費の説明ですが、総事業費として1億円です。事業実施年度はそれによって変わるということです。

また併せて負担金ですが、黒潮町が総事業費の10パーセント。そして、黒潮町の負担する2パーセントを受益者に負担をしていただくと、そういう考えでいます。

以上です。

（議場から何事か言う者あり）

議長（矢野昭三君）

はい、補足ですね。はい、どうぞ。

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

大変すみません。

先ほどの受益者負担の部分ですが、黒潮町の分担金条例。すみません、ちょっと見間違っておりました。事業費の2パーセントになります。

すみません。訂正させていただきます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これにつきましては、今、一部ですけど、県のことだから分からないけど、地元業者さんともある程度は話をしているということですので、随時分かる範囲、やっぱり知らせていってあげるということが要らん誤解を招かないと思いますので、日々努力の方をすべきだと思います。

そしたら、その中の2問目に入らせていただきます。

前々からこれは何のためにできたか、港かなということで、私は以前この新しい田野浦の、こちらから行ったら最初の入り口に大きなええ港ができております。写真の最後の方になりますけど、この2枚が入り口と、下が現状を写しておりますが、これ、私らが聞いてたとき、工事に入ったときには、田野浦の漁業組合があここに新しく移転して、あこが新しい港になるような話で聞いておりました。その後、完成はしたけど、もうあまり古い話でいつ完成したかちょっと私も分かりませんが、ちまたではそのように思っておりましたが。

これは県が造ったものと思いますが、何の目的でいつごろに完成されたのか。

また、その工事の総事業費というのはどれぐらい掛かっておるかについて執行部にお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

森議員の2、漁港関係についてのカッコ2、田野浦の新港は何の目的でいつ完成したかについて。また、工事費の総額についてお答え致します。

田野浦漁協の設置および管理者は先ほども申しましたように高知県で、高知県の第2種漁港として設置をされています。

まず、田野浦新港を構築した目的ですが、高知県幡多土木事務所に確認しますと、シラスパッチ網漁が盛漁だった昭和50年代当時に田野浦漁業協同組合よりシラスパッチ網漁の休漁期に一本釣り漁業を行う多角化経営の意向が示され、併せて漁船の大型化と隻数の増加に伴い係船区域が手狭となり、各施設の既設用地の不足により漁業活動が慢性化していたということで、係船岸壁ならびに加工場用地の確保をしてほしいとの要望が出されました。

そのため、漁獲物の荷さばき、加工等を行う漁業活動の活発化を図るとともに、荒天時における他港への漁船避難をなくする目的で、高知県が事業主体となり、田野浦新港が構築されたものです。

事業期間は、昭和57年度から平成13年度に概成し、この間20年間で総工事費は40億8,400万円余りとなっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

もともとは私はシラス漁と、パッチとは言わずシラス、シラスという言いですが。それが最盛期のときにそういう要望があって、また業界の方からはシラスが取れない時期には一本釣りもやるということで、また船も多少大型化の時代やったと思います。そういうことでの要望で、県が主体で造ったと。第2種とか言われても、どういう系統に当たるかちょっと私はそこまで調べてないんで分かりかねますけど。

まあ、もともとはあの港は新しくそちらに全部港が出て、全部の係留をするということ。それから、ちょっとあこ、昔から沖へ出てしけてくると港へ入れんなるから、それで上川口とかへ避難するということは聞いておりましたので、そのために造ったというようにお伺いはできますけど、その完成した後何もできてないですし、40億8,400万円相当額が20年間で入って完成をしております。今現在は40億円の釣り堀という方がいいぐらい、漁船が入ったとか、そういうところは見ておりません。それと、あこで1軒だけ一部県有地を、自分の土地と県有地をお借りして加工業者の方が1軒操業しております。それから、もう辞めたでしょうかね、何やろいうコンブを加工すると、カジメか何とかいうあれを、コンブをやるいうてある方が、名前は出されませんがやってたけど、その方ももう高齢で全然やってるふうはないのです。どう見てもあれ、ブロックを造る場所としては再々利用されて造っておりますけど、そういう目的では全くなかったということで、それですが。

まだ最盛期、まだ田野浦漁協としてあるときに、田野浦漁協がそこそこ力があつたときではなかろうかと思えますけど、この昭和13年の完成でしたらもうかなり船の関係者もおらなくなってきたと思いますが。その間に、完成する前から、そこへ移転して新たにするというような機運というか、そのような声が挙がってきたようには県からはお聞きになっておりませんですか。

田野浦漁協が主体になって、まだ合併してないときですので、あちらの方へ移ってやるいうと負担金も要ることでなかなか難しいと思いますけど、そういう声が挙がったような、県からの話は聞いておりませんですか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

自分としましては、当時の田野浦漁協、また13年に合併した大方町漁協のころの漁業関係者の方からは具体的な内容は、移転に関する内容は聞いておりません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これ以上質問させていただいても私の方も詳しいこと分かりませんので、ここで止めます。

それで3問目の方に入りますけど、執行部としてはこの新しい新港の活用されて、沿岸漁業の不振いうことはもう再三言われる。先の同僚議員の藤本さん、中島さんも漁業に関してはかなりきつい要望というか、あれがあったと思います。

私の方もその沿岸漁業の活性化へ向けての、港の中を使った何か養殖関係になってきますけど、そのような取り組み計画を今からの総合計画の中で地元の漁業がということでしたら、そういうことを計画の中に。田野浦のあのせっかく広い大きな港ですのでね、何か活用せんともったいない。夏場になったら子ども連れてじいさんが、あのタコクラゲ取りにくる設備じゃないと思うし、また日中のええ休みの日にはそりゃええことです。皆さん好きな方はね、堤防で魚釣っておりますけど、もともと目的はそういうために造らせたものではないと思いますので。せっかくある、40億掛けてできたものですから、このまま遊ばすということの方がもっと大きいと思います。

あのテトラポット造る業者さんにしてみたら、あこを借りて造って船で持っていくには港も大きくなってますので利便性は高いと思いますけど、もともとはそういうものではなくって漁業ですので、沿岸漁業とか中での蓄養とか、そういうように取り組む必要がなかろうかと考えますが、町の計画の中に新港を生かしたそういうような考え方があるかないか、取り組みの計画があるかないかについてお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは森議員の2、漁港関係についてカッコ3、田野浦新港を活用した沿岸漁業の活性化に取り組む計画についてお答えします。

まず、田野浦地区の漁業の現状ですが、漁業就業者数は2013年漁業センサスに基づきますと34人となっております。また、漁船登録数は平成26年12月末現在で56隻となっております。

主な漁業種目はシラスパッチ網漁と磯建網漁、この2種となっております。

漁業につきましては、各地区の漁協に許可されました漁業権区域内での操業をしまして、シラスにつきましては室戸岬に当たった黒潮の副流に乗ってやってくる、土佐湾内を回遊するシラスをパッチ網漁業で取ると。そして、黒潮町沖の第2種漁業共同区域内、こちらで現在の田野浦のシラスは採捕されております。

また、磯建網漁業につきましては、これは主にイセエビということになってきますが、第1種漁業共同区域内で行われておまして、イセエビにつきましては9月16日から翌年4月30日と、そういうように許可期間内で操業されております。

ただ、田野浦の荷さばき所につきましては、シラス以外につきましては市場機能を持っておりません。そのため、シラス、イセエビ以外の魚類につきましては、近隣の入野漁港や近くの公設市場での荷さばきをされているのが現状となっております。

ご質問の、新港を使った沿岸漁業の活性化についてですが、田野浦新港の背後地には議員が申されましたように漁業関連施設が2軒あります。民間施設が1つ、そしてカジメを加工しています漁協施設、この2つが存在をしています。ただ、漁船の係留につきましては皆無な状態になっています。

今後の陸上施設につきましてですが、新たな水産施設の建設はありません。現在は高知県の管理漁港でありますので、高知県が近隣漁港の消波ブロックの製作ヤードとして現在使用しております、漁港の水域につきましてもこの消波ブロックを積み込み用の起重機船が入ってきている状況です。

この漁港内を使うに当たっては高知県と協議しながら活用する必要があると思いますが、ただ黒潮町の田野浦新港を使って、特定ではなくて、先ほど中島議員の一般質問にもお答えしましたが、現在策定中の黒潮町総合戦略、この中で内需の活性化、および拡大ならびに資源確保の観点から、黒潮町の全体の沿岸域の漁業の活性化を図る。この目的で漁業生産基盤を維持、拡大をするために、沿岸域に魚礁の設置による漁場造成、有望魚種の放流を行い、操業コストの抑制と漁業者の操業期間の増加による水揚げ量の増加を図っていきたくと考えております。

そして、田野浦をはじめ、黒潮町沿岸の漁業の振興と経営活性化を図っていきたくと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、課長の答弁のとおり、田野浦という所はシラスパッチ漁、これが基本的です。

私が20代いうと、今から50年近く前になりますけど、48年前。その時分から25年間、先の仕事の関係で地域に入っていました。入らせていただいて、私そこで飯を食わせてもろうてます。仕事もらって。そのときの、このシラスが取れたときの市場の活気いうものは知っております。それが年々年々細ってきて、結局あまりにも漁がないからとかいろんなことで、後継者が今ないという。おじきがやりよう船の船頭いうか、伝馬をやりよった人なんかでも、船売ってほかの仕事に就いちゃうとかいう人もおります。また、中にはおじきの船のまた伝馬をやりよう方もおったりしますけど、なかなかその漁がないということが。

シラスパッチ漁ということのシラス漁も年々漁獲が下がってきておると思うんです。私が言うのは、そら県の持ち物でしょう、新港です。町の財産やない、県の持ち物ですけど。あこの中で養殖やったら、今度また酸素とか、餌が中に入るとか、いろんな問題はあろうかと思えますけど、あの広い部分を遊ばせておくということが非常にもったいないと思うんですよね。それから県も、それを重要な県民のお金40億円入れて何もなしで遊ばせておくかということになってくると、なかなか税金をただ何もいもんへ突っ込んでしまうという形になってしまいますので。やはり、そこはやっぱり県と。町としては、町内全体の漁業の振興を図っていかないと。それはそれで理解はできます。

けど、ほんとに今、そういう遊んでる場所があるんだしたら、それをひとつ県の補助政策か何かとか、国の補助政策なんかを見つけてよね、補助ばかりではいかんですけど見つけてきて、そこを活用するということもやっぱり必要じゃないでしょうか。あの大きな、県が持ちよういけすをただ遊ばせようだけじゃもったいないと思うんですよ。

だから、そのへんはあなたの方が、担当の方がやはり、一生懸命勉強はしてると思いますが、国、県。特に国のそういう予算枠、まあ一番町長がそのへんは詳しいと思えますけど、そういうものを見つけてだして、あの遊んでる港を活用するという、そういうように努力せないかんと思えますんですけど、今後そういうことに取り組んでいかれるかどうかについてお伺いを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

森議員の再質問にお答えします。

田野浦漁港の新港は、現在、遊休漁港というふうな解釈になると思います。

その部分につきましては、現在、海洋森林課としましては、その遊休漁港の認識を基にですね、海底調査。今言われますように何かに活用できないかという前提には、あくまでも海底がどういう状況であるか。また、湾内の水質がどうか、そういうふうな海底状況の調査をしてからの考えになってきます。土佐清水漁業指導所とこの部分につきましては現在話をしております、まず湾内、漁港の港内の低質調査、そこをまずやってみるということを前提で土佐清水漁業指導所と話をしています。

現在は土佐清水漁業指導所が水温だけについてはですね、現在、調査をしてもらっています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の中で水温だけは調査が済んでるということですが、大体平均的にその冬と、春夏秋冬4回ありますよね季節が。

水温ですから、その一定のもんでしょうか。それとも水温に、大体、年間何度から何度ぐらいというような調査結果はお聞きになっておりますか。

もし、お聞きになってたら、ちょっと知らせてほしいんですけど。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

現在、水温を調査をし始めたのは10月ぐらいからやっています。そのときが約20度。現在、先週ですが18度。そのぐらいでなってます。

なお、水温の変化につきましては高知新聞さんの毎週木曜日欄に高知県の漁港情報が出ております。その水温とほとんど一定です。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら3問目の方に入らせていただきます。

3問目は後期高齢者医療保険について問います。

これ、高齢者の方より、高額医療保険の還付金の、カッコして70円いうて書いておりますが、通知を受け取ったが、結局、役場まで70円を受け取りに出向くには、それ以上に経費が掛かる。この通知については、はがき代、事務経費いうて一体どれぐらい掛かっておるものかなというような問い掛けがありました。

それで、まず1回目に、そのはがき代は52円ですけど、それに要する事務経費って一体どれぐらい掛かっておるものかということで問われましたので、詳しいことが話せだせれんのでしても、まあ、あらましのお金で

結構でございますが、よろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森治史議員の3、後期高齢者医療保険についての1、高額医療還付金、約70円の通知につきまして、どのくらいの額になるのかについてお答え致します。

まず、平成20年4月から始まりました後期高齢者医療保険の運営主体についてご説明をさせていただきます。後期高齢者医療制度には、都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立された後期高齢者医療広域連合が運営主体ということになりまして、保険者となります。後期高齢者医療制度における市町村の事務の役割と致しましては、保険料の賦課、徴収が主な業務でありまして、そのほかに申請受付や、その他各種届け出に関する相談窓口が市町村の役割となっております。今回のご質問の給付に関する業務につきましては、広域連合の業務ということになります。

従いまして、初めて高額医療費の支給対象者となりました被保険者には、申請に関する勸奨通知が市町村からではなく広域連合から直接被保険者あてに送付されます。その経費の内訳は、封筒1枚とA4の用紙が数枚と、そして郵送料。それと、その封書作成に掛かる人件費が考えられますが、一通当たりの所要額の正確な金額については、黒潮町としてはっきり述べることはできません。

しかしながら、郵送料は82円でございますので、1通当たりおよそ90円以上であるということは推測されます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、以前にもこの還付のことで、やはり一度質問をしております。

その方の言い方でいくと、この70円を毎月うか毎回な、ふた月目か、み月目に来るんかな、払ってから。で、来るんじゃないかって、あれやったらボンとまとめてもろうたら。

町にこの権限がないということは説明のとおりで、広域連合でやってる関係で広域連合の方の所管になると思いますけど、先のときの質問の内容でいきますと、要は70円を毎月送ってこんでもええことないかって。それで、よ月なら、半年なら半年に一遍を固めて通知がもらえた方が、払い戻しの場所がこの窓口やったら、それは来るにも来よいけどという。毎回毎回70円もらうにガソリン2リッターばあたいて来よったがじゃあ、時間の無駄とお金の無駄じゃという意見がありました。

それで、これはもうここでは何もできませんと思います。この町では、この対応は。だから、望まれることならば、これを広域連合の方の会の場所で、やはりこういうような問題が起こってるが、この対応はどうしたらええもんかということを議論していただくことが一番いいのではなからうかと思ひます。

これはまた還付するという通帳還付やると、還付詐欺が。そうでなくても還付詐欺がありますので、そういうことはなかなかできないと思ひます。やはりご本人か誰かに市町村の窓口へ取りに来てもらうということが前提にならうかと思ひますけど、支払い方法をよ月に一遍まとめてするようになるとかすると、もうちょっとこういう苦情も少ないかなと思ひます。いわゆる70円に対して経費が90円やったら20円マイナスやいかということと言われると思ひます。住民の方が。

これも町の方ではなくって連合でやりようことで、その方にはこの町では手の打ちようがないということ、

県の連合会でやられてることということのように説明はさせていただきますが、できればこういうことの取り扱いがもうちょっとまとめてできるようにならないものかを幡多郡の会のときなんかのときに声を挙げていたかどうかについてお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員からの、ひと月ではなくて、まとめて還付する制度ができないかということでございますが。

高額医療につきましては、ひと月ごとの単位で申請、請求ということになっておりますので、これを何カ月もまとめて支給ということには法律上できないことになっております。

従いまして、ひと月ごとの請求という形で広域連合の方から申請の勧奨がまいりますので、それをお願いしたいというふうを考えております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

分かりました。

法的で、これは絶対まとめてはできないということで、それは伝えておきますし。

そしたらこれは受け取りに来るのを、その方が通知を持って何カ月以内に手続きを取らないと無効になるとかということはありませんでしょうか。

これは通知を受け取ってから半年有効とかいうような、その期限というのはあるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の再質問にお答え致します。

高額療養還付金につきましては、その申請に関する勧奨通知書が届いてから申請されない場合はですね、広域連合が勧奨通知を出した日から3日後から2年間は、時効が成立致します。その2年間の間に申請をしていただかないと、これが請求することができなくなるということになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

よく分かりました。そのように伝えておきます。

そうすると、この次の問題も法的にできないという答弁になるかもしれませんが。そのあまりにも少額だった方がよね、こんな金やったら国庫に戻してもええとか、国庫に入れてもろうてもいいとかいうような話が出ておりました。

それでいきますと、まあ70円の受け取りの通知出すに、行政側にそんだけの、それ以上の経費が掛かる場合なら、本人があらかじめ、これはもう希望しておかないかと思えますけど、まあ、ないと思うんですけど。ご本人が、国庫とか後期高齢の医療の社会保険の方に入金することができないとかいうような声がありましたんですが、現実には今読んだように、1カ月ごとに出さないかとかいう法の縛りがあるので、その還付金に対してよね、後期高齢の保険の方へ入金するとかいうことが、恐らく今の答弁聞きましたらまずないとい

うように思いますが、まあ、そういう声があるということで、まあ国庫に戻すことないと思います。国庫へ行っても何もなりませんので。できれば後期高齢の方の、要らない方がわずかでも入金してもらえたら、ちりも積もれば山となるということで保険業務にええことがあるかなというような気持ちで今質問しておりますが。

そういうこと含めて、そういうことがほんとに可能かどうか。可能ではないというように先ほどの答弁からは理解はしておりますが、そのへんどのようなものでしょうか。

答弁お願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の2番目の、還付金が少額で、本人が希望すれば国庫または後期高齢者医療保険に入金することができないかについてのご質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費として被保険者へ支給をされます。これは高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項に定められておまして、被保険者本人の申請により支給されるものでありまして、たとえ本人が国庫または後期高齢者医療保険に入金するというご希望があったとしても、それは取り扱いができないことになっております。

それで、この還付金が1円であっても、この勸奨通知を広域連合は出さないかんということが決められておりますので、それはできないということになっております。

以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

法的なものがありますので、これ以上質問されてもかえって課長も困ると思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 19分